

第八十四回 参議院科学技術振興対策特別委員会会議録第十三号

昭和五十三年五月二十六日(金曜日)
午前十時七分開会

委員の異動

五月十三日
片山 正英君 補欠選任 玉置 和郎君

五月二十六日
熊谷 弘君 補欠選任 成相 善十君

出席者は左のとおり。

委員長 藤原 房雄君
理事 源田 実君

委員

亀井 久興君
中山 太郎君
永野 厳雄君
成相 善十君
安田 隆明君
山崎 竜男君
小柳 勇君
吉田 正雄君
中村 利次君
柿沢 弘治君

国務大臣

通商産業大臣 河本 敏夫君

科学技術庁長 熊谷 太郎君

政府委員

科学技術政務次官 上條 勝久君
科学技術庁長官 半澤 治雄君
科学技術庁原子力局長 山野 正登君
科学技術庁原子力安全局長 牧村 信之君
科学技術庁原子力安全局次長 佐藤 兼二君
科学技術庁原子力安全局次長 大永 勇作君
科学技術庁原子力安全局次長 武田 康君
科学技術庁原子力安全局次長 町田 正利君
科学技術庁原子力安全局次長 赤岩 昭滋君

事務局側

常任委員会専門員 町田 正利君
運輸省船舶局首席船舶検査官 赤岩 昭滋君

説明員

運輸省船舶局首席船舶検査官 赤岩 昭滋君

本日の会議に付した案件

○原子力基本法等の一部を改正する法律案(第八十回国会内閣提出、第八十四回国会衆議院送付)

○委員長(藤原房雄君) ただいまから科学技術振興対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る十三日、片山正英君が委員を辞任され、その補欠として玉置和郎君が選任されました。
本日、熊谷弘君が委員を辞任され、その補欠として成相善十君が選任されました。

○委員長(藤原房雄君) 原子力基本法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○小柳勇君 きょうは、エネルギー政策とその中における原子力の位置づけ、それから二番目に原子力政策と米国の原子力政策及び日米原子力協定、第三が原子力の開発計画について、四番目にこの法案に対する、いろいろ問題がありますので、その法案の問題点、それから原子力発電所の運転状態について、それから六番目に、政府並びに委員会が一生懸命に努力しておりますけれども、なお国民的な合意がなかなか得にくい、そういう問題について、最後に、原子力船「むつ」の取り扱い及び今後の原子力船、したがって原子力船開発事業団の今後の問題についてということをお願いいたします。

少し問題が多うございますので、三時間あるところでありますから、あるいは残るかもしれません、残った分はまた次の機会にやらしてもらいますが、原子力船「むつ」の扱いと原子力船事業団の問題は午後になります。これは原子力船事業団の根本的な問題を議論したいので、運輸省の方、もしおられたら、午前は大した問題はないと思えますから、お帰りになって、少し根本的に、原子力船事業団は、もう少しはばらくこれは要らぬのではないかと気がいたしましたので、そういう問題をお一人で答弁できたならそれでいいですけれども、もしも大臣との相談でもあれば、退席して結構です。

以上の問題を要点だけ質問してまいりますから、要点だけ答弁してください。

まず第一は、エネルギーのこれからの需給暫定見通しの中における原子力エネルギーの位置づけであります。この問題について、エネルギー庁の

方から、昨年六月の需給部会の数字は一応ここに持っておりますけれども、なおこれに対するいろいろ意見もありましようから、そういう御意見を拝聴いたします。

○政府委員(大永勇作君) 昨年、総合エネルギー調査会におきまして、昭和六十年度におきますエネルギーの需給につきましての暫定見通しを行ったわけでございますが、これは二つのケースがございまして、現状維持ケース、現在の政策を継続していった場合、それから対策促進ケースということで、諸般の促進対策をとった場合と、二つのケースがございまして、この対策促進ケースの方で見ますと省エネルギー前のエネルギー需要は、昭和五十年が三・九億キロワットに、対しまして七・四億キロワットになるということでございます。それに対して、一〇・八%の節約をいたしまして、省エネルギー後の需要としましては六・六億キロワットということでございます。昭和五十年の三・九億キロワットに對しますと約一・七倍の需要になるということでございます。これを石油、原子力、LNG、石炭、水力等々で賄っていくわけでございますが、原子力につきましましては、三千三百万キロワットということ、総エネルギー需要の七・四%を占めるといふふうに見通しを立てておるわけでございます。

○小柳勇君 これは昨年つくられたのですけれども、六十年度から六十五年度までの見通しがありま。いま、この見通しを実現できるだろうと思っております。学者の中にも評論家の中にもおらぬように思っています。特に、今回原子力基本法というのが改正されて、安全委員会など相当のチェックがなされるであろうが、この長期エネルギー需給暫定見通しに対して、そのままだと通ると見えておられるのかどうか、もう一回お聞きして、そ

の後、私の意見を申し上しよう。

○政府委員(大永勇作君) 原子力発電所につきましては、すでに稼働中のもの、それから建設中のもの、建設準備中のもの、いろいろございまして、これらを合計いたしますと約二千四百万キロワットということでございますので、この暫定見通しにおきまして三千三百万キロワットの稼働を昭和六十年年度において実現いたしますためには、これから昭和六十年年度までに間に合うように、なお九百万キロワットの原子力発電所の建設に着工しなければならぬということでございます。現在、確かに先生御指摘のように、これは現在の情勢下におきましてはなかなか大変なことであるというところとはわれわれも十分認めておるところでございますが、諸般の立地対策、もちろん安全対策を前提としての立地対策でございますが——を推進いたしますことによりまして、何とかこの三千三百万キロワットを達成したいというのが現在のわれわれの気持ちでございます。

電力会社におきまして、長期電力の需給計画というものを立てておるわけでございますが、これも数字的にはおおむね昭和六十年年度におきまして三千三百万キロワットの目標ということでほぼ一致しておるというふうな状態でございます。○小柳勇君 午後、通産大臣が見えたら、これからの産業構造の計画の中にいまあなたがおっしゃったこのエネルギーの需給暫定見通しを織り込んでまいるかどうかが聞きますけれども、原子力以外のエネルギーについてはどうですか。

○政府委員(大永勇作君) 原子力以外の代替エネルギーとして一番大きいのはLNGとそれから海外の石炭でございます。それから全体として、代替エネルギーという意味でなくて、一番大きいのはもちろん石油でございます。

この石油につきましては、昭和六十年年度四億三千二百万キロリッターというものを考えておるわけでございますが、これはおおむね一日の量にしますと七百万バレル・一日当たりということでございますけれども、これが一つは確保できるか

どうかということが大きな問題でございますが、IEA、国際エネルギー機関等におきまして、将来のIEA加盟参加国のエネルギー需給を見通します場合にも、おおむね日本の輸入量についてはいま申し上げました七百万バレルというふうなことは前提として計画をつくっておるというふうなこともございまして、おおむねこの七百万バレルの確保は可能ではなからうかというふうな考えております。

それからLNGは、昭和六十年年度におきまして三千三百万トン考えておるわけでございますが、この三千三百万トンのLNGにつきましては、現在、すでに御承知のように、フランス、ブルネイあるいはアラビヤ、それからインドネシア等々におきまして計画が進捗いたしておりますし、今後豪州のプロジェクトでございますとかあるいはイランのプロジェクトでございますとか、幾つかのプロジェクトが計画中でございますので、これもほぼ達成可能ではないかというふうに考えております。

それから一般炭でございますが、これは海外からの一般炭の輸入を昭和六十年年度に千六百万トンというふうに計画をいたしております。これをこなすためには、国内に石炭火力を建設していかねばならないということで、先生詳しく御承知のように、九州の松島でございますとか、松浦でございますとか、いろいろ石炭火力の建設計画を立ててまいっておるわけでございますが、もちろんこれに既存の計画だけでは足りないわけでございます。今後石炭火力をさらにふやすべく、最近この石炭火力の問題につきましても、懇談会というものを設置いたしまして、電力業界、石炭業界等と一緒にしまして検討をいたしておる次第でございます。これに絡みます公害対策あるいは灰捨て場の問題等々につきましても、めどが立ちますれば、これもかなり有望ではないかというふうに考えておる次第でございます。

○小柳勇君 海外石炭の中で、たとえば中国からの輸入炭とか、その問題が一つ。それから国内炭

で、最近国内炭の見直しということで石炭業界などが猛運動をやっておりますが、中国の石炭もこれからもう少しふえると思っております。私どもも昨年話し合ってきたけれども、その中国炭の輸入増やあるいは国内炭の見直しなど、問題を二つに分けて御答弁願います。

○政府委員(大永勇作君) 海外の輸入炭につきましては幾つかのソースを考えておるわけでございまして、先生御指摘のように、中国とそれから豪州、オーストラリアが主要なものになろうというふうに考えております。

中国につきましては、主として電源開発株式会社が中心になりまして中国の方と交渉をいたしております。また、おおむね所要の数量につきましては目標が立てられたというふうに聞いておるところでございます。

豪州につきましては、ブレアソールの開発でございます。非常に大きな計画も一方におきましてあるわけでございますが、現在ではそういう非常に大きな開発計画というのは、まだ国内の方にそれを受け入れるだけの石炭火力が存在いたしませんので、むしろ既存の山を中心にして買うというところでやっておるわけでございます。年間いたしまして数百万トン程度の石炭というものは既存の山からでも確保できるのではないかと、いうふうに考えております。

それから国内炭でございますが、国内の石炭全体は現在二千二百万トン維持することを目標にやっております。諸般の事情で千八百万トン台というのが現実には生産しておる姿でございますが、この約半量は、先生御承知のように、電力を中心いたします一般炭でございます。

最近の需給の状況を見ますと、電力の需要につきましてはは当初の目標どおりの引き取りが順調に行われている。これは北海道につきましても、それから揚げ地の火力におきましても順調に引き取りが行われておるという状況でございます。が、暖房炭等の需要が予想外に落ち込んだようない影響もありまして、一般炭の山元在庫がふえて、

現在その引き取りに困っておるというのが実情でございます。われわれもいたしましては、二千二百万トンという目標があるわけでございまして、それに沿いまして、国内炭の需要確保については、電力を含めまして万全を期していきたい、というふうに考えておる次第でございます。

○小柳勇君 六十年年度は国内石炭二千二百万トンですが、六十五年年度も二千二百万トンの見通しになっております。いま、そうすると、もう政府としては、国内炭の見直しというのか、増炭計画については全然検討していない、現状維持ということですか。

○政府委員(大永勇作君) 現在におきましては二千二百万トンというのをベースに考えておるわけでございまして、しかし全然それでは新規の開発の計画について考えてないかと申せば、必ずしもそうではないわけでございまして、北海道におきましては二、三の地域におきまして新しく石炭を開発したかどうかというふうな計画が、いま現実にはあることはあるわけでございますが、ただ、これにつきましてもは公害の問題、それから漁業との調整問題、その他いろいろ難しい問題もございまして、急に結論を出すことはなかなか困難でございますので、今後とも長期的な課題として研究をしてみたい、というふうに考えておるわけでございます。

○小柳勇君 漁業との調整というのはどういうことですか。

○政府委員(大永勇作君) 広い意味での公害の一種になるかと思っておりますが、サケ・マス等の川との関係等々があるように聞いておるわけでございします。

○小柳勇君 可採炭量については相当問題があると思われけれども、埋蔵量七億トンと、こう言っておるわけで、いま一生懸命に石炭協会や炭鉱労働者諸君が陳情をしております。可採炭量あるいは保安などを考えますと、私も十分自信はございせんけれども、いまこれから、まああとずっと論議していきましても、原子力について一生懸命

にいま科技庁長官もがんばってこれからやられる
と思うけれども、諸外国、先進諸国もそうだし、
わが国でも少なくとも十年ぐらいいは原子力発電に
よってエネルギーを増産するという増加体制は困
難ではないかという見解です。

いま私、ここに学者の書いた表を持っています
けれども、いまあなたが見解を述べられたのは促
進対策、各エネルギーの促進対策をやった上のケ
ース。現状維持のケースでは、いまおっしゃった
ようなことは出てこないのです。

いま、原子力基本法を改正をして安全委員会を
つくりますと、そのことは、いわゆる促進するた
めの安全委員会であれば、これは意味ないですし
ね、いま原子力委員会があるんですから。これは
原子力委員会があるけれども、規制と促進と両面
はいきませんから安全委員会をつくるというのが
主張ですね、今度のこの委員会の大きな目的です
ね。安全委員会をつくった以上は、いままでのよ
うな促進ケースでエネルギー対策を考えるわけに
いかぬのじゃないかと思うわけです。これはアメ
リカもそうです。二年前に、ちょうどいま日本
がやっているようなことをやっただけですから、規
制と促進と両方分けて委員会をつくったわけで
す。後でこれは質問いたしますよ、これは科技庁
に質問いたしますけれども、したがって、私は、
この現状維持、まあそれよりも少しは促進しな
きやなりません。あと、今度は省エネルギーの法案
も出るようでありますから、エネルギーを節約す
るということ、これも一つあります。

しかし、いまあなたがおっしゃったような数字
を、私もこれですと、予算委員会以来ずっと一年
ぐらいい検討してきた上でのいま質問をやっている
わけなんですけれども、そういう意味から、それ
ではもう一回質問しますけれども、昭和六十五年
の対策促進ケースにおけるこの需給見通しにつ
いては自信がございしますか。

○政府委員(大永勇作君) 昭和六十五年につ
きましては、総エネルギー需要七・九二億キロワ
ットというところでございまして、そのうちで、石油

は余りふやすわけにまいりませんので、六十年の
四億三千万キロワットが六十五年におきまして
は四億五千万キロワットということ、わずかな
増にとどまることといたしまして、原子力につ
きましては六千万キロワット、それからLNGに
つきましては四千四百万トン、それから一般炭の
輸入につきましては四千万トンという数字を見込
んでおるわけでございますが、これは現在考えて
おります政策以上にさらに強力な促進策を講じな
いと、なかなか進まない面も確かにあるかと存
ずるわけでございます。今後五年あるいは十年の
間にどういう対策がとられるか、それからまた国
民全体のエネルギー問題に対するいわゆるパブリ
ックアクセプタンスと言っておりますが、そうい
う御理解がどの程度得られるかということによ
ってこの成否は決まってくるというふうに考えてお
る次第でございます。

○小柳勇君 今度はこちらの方に、長官には後で
質問いたしますが、原子力安全局長に質問しまし
よう。

いまの質問のとおり、このエネルギー需給見通
しというのは、対策促進ケースでいまエネルギー
庁は御答弁になっております。対策促進のケース
と、それから現状維持のケースとは、相当の
カーブの開きがあるわけですね。昭和六十五年に
なりますと相当開くと思えますね。いま原子力基
本法を、安全委員会をつくる、原子力委員会のほ
かに安全委員会をつくるということ、これは促
進ではなくて規制ですね。まず、その原則を聞い
ておきましょうか。

○政府委員(牧村信之君) 今回の原子力安全委員
会を設置していただきたいという法律の修正をお
願ひしております一番の理由は、従来原子力委員
会は開発の促進と安全の規制の、その両方の事務
を所掌し、それを有機的に結合させるという線
でやってきました。そのようなやり方
に対して、総理府に設けられました原子力行政に
関する懇談会におきましても、開発面にウェイト
をかけた過ぎてきたきらいがあるのではなからうか

という外部の批判があることをお認めになられま
して、そこで現在の原子力委員会を二分いたしま
して、原子力の安全規制にかかわる事項につきま
しては安全委員会に所掌せしめるということにし
た案をお出しになったわけでございます。今回、
行政庁としてもいろいろ検討した結果、この答申
に基づきまして、現在のような案を御提出し御審
議をいただいております。したがって、
つきましてこの安全委員会というものは、安全確保に
つきましての業務につきまして、機能的に原子力
委員会とは全く独立して、その所掌もはっきり分
けられていくわけでございます。したがって、
まして、私どもの考えとしては、原子力の開発と
いうのは、原則として、いままでもそうござい
ますけれども、安全を確保しつつ進めようという
のが基本的な考え方でございますので、この基本的
な考え方を、さらに原子力安全委員会の設置によ
りまして、各行政庁が行います原子力行政が、開
発と安全確保ということが必ず前提となつて、あ
るいはバランスをちゃんととって進められるとい
うことを考えておる次第でございます。したがって
まして、われわれとしては、そのような、一層厳
密に安全の確保を図るという安全委員会の方針の
もとに、国民の信頼とか理解を得まして原子力開
発が進められるというような事態に持っていくた
いということを考えておる次第でございます。

○小柳勇君 このいまの原子力安全局長が、今度
この法案改正になりました後、安全局長になられ
るんでしょう。長官、いまの安全局長が、この法
案が通りました後また安全局長になられるんです
か、ちょっとお聞きしておきましょう。

○国務大臣(熊谷太三郎君) 大変むずかしいお尋
ねでございます。恐縮でございますが、大体安
全委員会ができましたと、いまの原子力安全局長がそ
の安全委員会の事務局になる、こういうことは大
体考えているところではあります。ただ、人事だ
けは、ここで果たしてその後どうなるかこうなる
か、確実なことは申し上げられません。

○小柳勇君 確実ではないですけども、この原
子力安全局というのは、安全委員会の事務局にな
るわけですね。

○国務大臣(熊谷太三郎君) そのとおりです。

○小柳勇君 わかりました。

いまの安全局長の答弁では、ちょっと事務局と
しては非常に心細いんですね。いま原子力基本法を
改正しようとするのは、促進、促進でいつかは国
民が納得しない、この際、安全委員会をつくって
ダブルチェックをやりたいから、安心して原子力発
電所の建設ができるように、国民の合意も得な
きやならぬという意味も法案改正の中には含まれて
いるでしょう。そうするならば、促進か規制かと
言われたら、安全局長は規制ですと御答弁あるの
が当然だと思つて質問したところが、どうも調和
とか何とか、はつきりおっしゃらぬが、もう一
遍、じゃ答弁を求めましょうか。

○政府委員(牧村信之君) この法律の提案の目的
の中にもありますように、原子力の開発は、先生
おっしゃいますように、国民の理解と協力を得て
円滑に進めることが原子力の開発をするに当た
って非常に重要である、そのためには安全の規制を
十分に行うという趣旨で、安全委員会が設置され
ると私は解釈しております。したがって、開
発をわざわざブレーキするためにつくつたもので
はない。私は、現在の科学技術の水準を踏まえ
て、安全に規制して開発を進めるべきであるとい
うふうに考えておる次第でございます。

○小柳勇君 これはアメリカのフォード財団で言
っている研究報告なんですけれども、アメリカで
安全委員会をつくりましたのは、規制だとかん
と書いてあるんです。アメリカの方ではね。私
は、安全局長がそんな答弁じゃ、いま原子力基本
法を改正する意味がないんじゃないかと思つて
ます。いままでは、まだ科技庁長官のもとにあ
りますから、これは後でまた――私質問通告して
おりますけれども、安全委員会事務局の重大性
というものを、それじゃ長官から聞いておきましょ
うかね。この基本法を改正している大きな目的
は、いままでは促進しなければならなかった、エ

る出るんでしようか。

○政府委員(山野正登君) 本年の夏を目標といったしております。

○小柳勇君 後の日本の原子力開発の問題のときにも質問いたしますけれども、少なくとも原子力エネルギーの利用につきましては原子力委員会及び原子力安全委員会というものが計画立案などやるべきである、もとよりそれはエネルギー庁も責任がありますから、その提案はされる必要がありましようが、原子力委員会の方でこの需給見通しの見直しといましようか、根本的にこれから五年なり十年先の原子力エネルギーの発電能力というものについても今度の八月のその答申で出ましようか。

○政府委員(山野正登君) 私ども原子力委員会の事務局として、お説の目標設定のための種々の作業を現在しておる段階でございます。ことしの夏までには原子力委員会としての目標の設定というのを行われると考えております。

○小柳勇君 わかりました。

エネルギーの問題だけでもいろいろありますが、いづれにしましても、いま私どもがこの数年日本の産業構造の転換なりを論議しますときには、経済計画を見ます。経済計画の基礎にありますが、エネルギーでございますね、もう御存じのとおりです。エネルギーの方がぐらつきまうという、産業計画がぐらついて、それがいまの不景気の大きな原因じゃないかと思うわけです。産業構造のはっきりしたものが、見通しがあつてエネルギーがちゃんとこれでカーブを引いたように前進をして、そうしますと、それに見合う産業構造をつくっていくか、そのためにそれを見て投資していく。いまはもうエネルギーの見通しが不安定、産業構造の見通しが不安定、だから投資ができない、それが不況である、そういうふうな私どもは理解しているわけですね。

それで、予算委員会でも何度かにわたつてそういう議論をしてまいりました。したがって、エネルギー庁は責任の庁でありますし、また原子力委員

員会は大もとの学識経験者でありますから、現在の日本国民の不安感を安定させて、安心してこれから五年なり十年なり原子力発電できるエネルギーの量は一体どのくらいかというところは、早急に定めていただく必要があらぬ問題です。それを基礎に、原子力エネルギーが基礎になつて、石炭エネルギー、石油エネルギー、あるいは水力、あるいはLPG、LNGというふうなことでエネルギーが決まつてまいらうと思ひます。原子力以外の問題については余り不安感というのはいまありません。

したがって、いま一番国民的な不安のあるエネルギーというものは、原子力のいわゆる危険性と、それから石油が輸入できない場合はどうかと。何らかの事情で、あるいは中東の戦争もありましようし、何らかの事情で石油が輸入できない場合、一体どうなるであらうかと、そういう不安、あとの不安は余りエネルギーの不安というものはもうないんじゃないかと思ひますが、その不安感に對してエネルギー庁としてはどういうような対応をとりますか。このエネルギーの問題の最後の質問として、エネルギー庁に質問しておきます。

○政府委員(大永勇作君) 先生がいま御指摘になりました石油、これは何といひましてもエネルギーの中では昭和六十年度におきましてウエートが一番大きいわけでございますので、それが政治的な、あるいは戦争その他の事態によりまして供給中断になりましたら、これは全体の計画が狂うというだけではない、これは国民生活全体に對して致命的な打撃を与えるというところは、先般の石油ショックの事例に徴して明らかでございます。これに對しましては、やはり石油の備蓄というものを中心に、平素の準備をしておく必要があらうかと存するわけでございまして、民間ベースで九十日、さらに、現在国会で御審議をいただいておりますが、石油公団によりまして約一千万キロリッター、約十日分の備蓄の積み増しということにございまして現在鋭意努力をいたしておるところでございます。

石油に比べますと、原子力につきましましては、一たん炉の中で、燃料を入れますと、二年ないし三年ぐらゐはそのまま燃え続けるわけでございまして、備蓄的な効果というののもまた原子力についてはある次第でございます。しかし、これにつきましましてはこの建設問題が一番重要でございまして、先ほども申し上げましたが、やはり原子力の開発につきましましての国民の合意が得られなければならぬ、なかにはこれは順調に進まないわけでございまして、今後とも国民合意の得られるような原子力政策というものを中心にいたしまして努力をしまいたい、こういうふう存じておる次第でございます。

○小柳勇君 それでは、第二の部門の原子力政策と米国の原子力政策並びに日米原子力協定について質問いたします。

まず第一は、いまのアメリカの原子力政策、軽水炉による原子力発電の推進とプルトニウムの利用延期を骨子とするアメリカの国内原子力政策とわが国のプルトニウム再処理工場設置など、この関係で、アメリカの原子力政策と今後のわが国の原子力政策との関係はどうなりましようか、どういふふうな発展をしましようか、質問いたします。

○政府委員(山野正登君) 米国の原子力政策とわが国の原子力政策の基本的な相違と申しますのは、もとより原子力平和利用を進めるに当たりましては、先ほど来問題になつております安全の確保というところに加えて、核の不拡散という一つの問題があるわけでございまして、これらの調和を図る必要があるところでございまして、現在カーター大統領が打ち出しておられます政策と申しますのは、その原子力平和利用と核不拡散強化という二つの問題につきましまして、どちらかと言へば核不拡散強化という側面からいひますと、新政策を打ち出しておるということでございます。で、先生の御指摘のような、この軽水炉利用につきましても、当面はこの核燃料につきましまして使用済み燃料の商業的な再処理というものは期限

を定めず延期するとか、あるいは再処理の結果出てまいりますプルトニウムを利用するための高速増殖炉の開発というのものもスローダウンをするといったふうな政策を打ち出しておるわけでござい

ます。これに對しましてわが国の原子力政策というのは、もちろん基本的に核の不拡散という問題を否定するわけではなく、むしろこれについては賛成でございます。やはり平和利用を進める前提としては核の不拡散というものを考えなければならぬ、という点においては米國と変わらなせんけれども、しかし、それによつてわが国の原子力の平和利用というものが損なわれてはならないという立場でございまして、御指摘の軽水炉につきましても、わが国は国内にほとんどウラン資源というものがございませんので、これを最大限に有効活用するためには、従来考へておりましたようにやはり使用済み燃料は再処理をいたしまして、このプルトニウムを利用する。また、そのための新型動力炉の開発というものも進めていかなければならないという立場でございまして、日米間、基本的にそれほど大きな差はございせんが、どちらにポイントを置くかということにつきましまして若干の差があるかと存じます。

○小柳勇君 局長は三月の二十四日の科技特でこんな答弁をしておられます。「濃縮の事前同意並びに高濃縮ウラン及びプルトニウムの貯蔵施設についで事前同意につきましましては、これは新しい問題でございまして、恐らく将来米國がわが國に協定改定の申し入れをしてくることになるであらうと考へておりますが、その時点で国益を損なわらうかと存じます。」こう書いてございまして、この問題については、その後米國との関係はどうですか。

○政府委員(山野正登君) 本年の四月の二十四日、二十五日に米國の政府担当者が日本に参りまして、核不拡散法につきまして非公式な説明会を持っております。これはもちろん交渉といったふ

うなものではないと、単なる説明会であつたわけでもないとして、御指摘のような濃縮あるいは高濃縮ウランあるいはプルトニウムの貯蔵施設に関する問題についてそれほど突っ込んだ話はなかつたわけでもない。

○小柳勇君 で、その日の日経でこう書いています。米国のウラン濃縮規制を要求するかもしれない。日米原子力交渉でウラン濃縮規制を要求するかもしれないというのを新聞が書いておるんでありますが、「日本に對し日米原子力協定の強化を要求する」というもの。米代表団はこの中で、日本が人形峠に建設中のウラン濃縮パイロットプラントの商業化にクレームをつけることもあり得る。この場合、ウラン濃縮技術の国産化を図る日本の政策と、米政府の思惑とが真つ向から衝突することは避けられず、云々と書いてございませう。こういう問題についてはどうですか。

○政府委員(山野正登君) 濃縮の問題につきましては、今回の核不拡散法におきましては新しく米側との協議が必要になるというところは当然考慮するわけでございまして、その点については今後の日米間の協議にまたなければならぬわけでございしますが、ただいまのところ私も岡山県の人形峠に建設を進めておりますパイロットプラントにつきましては、米側は何ら意思表示をしていないわけでございませう。つまり反対という立場での意思表示というものは従来一度もございませう。

○小柳勇君 その後五月十四日のまた新聞ではこういうことを書いています。「核燃料サイクル確立急ぐ 技術開発早め」「原子力先進国」めざす。豪・欧州と積極協力」というような見出しですが、この中で「東海村再処理工場に続く処理規模を拡大した第二再処理工場の建設を進めるとともに、濃縮技術について豪州、欧州と協力し核燃料サイクルの確立を急ぐ。ウランの国内備蓄や豪州、ニュージーランドなどのウラン共同開発を促進、安定供給体制を整える」というようなことも新聞報道いたしておりますが、この問題はどうかですか。

○政府委員(山野正登君) その新聞報道自体の内容については私一々覚えておりませんが、核燃料サイクルを確立することが現在の原子力利用の推進につきまして急務であるという点は全くそのとおりでございまして、現在の原子力政策の非常に大きな柱の一つになっておるわけでございませう。いま問題にされております濃縮につきましても、現在建設中のパイロットプラントに引き続きまして、できるだけ早い機会に実証プラントを建設し、昭和六十年代には国内に濃縮の実用工場を建設したいというふうに考えておりますし、またダウンストリームのかねめでもございませう。再処理施設につきましても、動燃事業団の東海再処理施設の現在試運転中でございませうが、この施設を使いまして技術の実証ができました上は、おおよそ一九九〇年ごろを目標にしまして実用規模の再処理工場を国内に建設したい、そういうふうな諸問題を含めまして、できるだけ国内に核燃料サイクルを確立したいというふうに考えております。

○小柳勇君 人形峠のプラントの建設に對しては、もう完全に了解はしてあるわけですか。

○政府委員(山野正登君) この人形峠のパイロットプラントの建設について日米合意というものは、これは義務づけられておりませんが、私も日米間非常に密接な関係にございませう。わが国の原子力政策というものは機会あるごとに先方とも情報交換をいたしておりますが、それは単なる情報交換でございまして、われわれが濃縮のパイロットプラントをつくるにつれて米側の事前の同意を求めるといったふうな性格ではもちろんないわけでございまして、当然のことながら先方も反対をするといったふうな立場にはないと考えております。

○小柳勇君 再処理並びに廃棄物処理についてアメリカが反対するだけではないと、日本での国内世論として、再処理工場の建設なり、あるいはもちろん廃棄物処理には、大変でございませうけれども、そのような問題が、危険性も安全性も十分国民の合意が得られていないと私は考えるのですけれども、この問題についてはどういうふうに考えていますか。

○政府委員(山野正登君) 再処理、廃棄物の処理、処分というものは、先ほど申し上げました核燃料サイクルの確立という観点からもちろんきわめて重要でございまして、これを進めるにつけては、何もこの部分だけでございませう。全体がそうでございませうけれども、安全の確保というものがもちろん大前提でございませう。安全の確保を図りながら再処理あるいは廃棄物処理、処分といったふうなものについての必要施策を進めていくということだと思つてございませう。その際、国民一般にまだ不安だといったふうなもので、十分なコンセンサスがなっていない点は、そういう点も確かにあるかと存じますので、私どもあらゆる機会を通じて、これらの必要性和あるいは安全性といったふうなものにつけては十分説明を尽くしておるわけでございませうが、今後ともできるだけ幅広い理解と協力をいたさながら進めていきたいというふうに考えております。

○小柳勇君 一つは、ウランを購入することについて豪州の方に少し話が伝わつておるのです。豪州からウランを購入するという話についてはどうですか。

○政府委員(山野正登君) ただいまわが国は長期契約等によりましておおよそ十五万トン程度の天然ウランを確保しておるわけでございませうが、その中に七千トンないし九千トンばかり豪州産のものが含まれております。豪州は御承知のとおり非常に有望なウラン産出国でございませう。将来ともわが国のウラン供給源として非常に重要な地域だと考えておるわけでございまして、現在も動燃事業団が現地において探査調査活動をしておるという状況でございませう。同国というものを非常に重要な供給源として考えております。

○小柳勇君 再処理の事前同意の問題については、アメリカとしては、日本の動きといひまじうか、日本の考えについては全面的に支持しているわけですか。

○政府委員(山野正登君) わが国の再処理事業につきまして米側が見解を示しておりますのは、昨年の日米原子力交渉の結果でございました。日米共同決定並びにその際の日米共同声明に表明されておるところでございませうが、米側といたしましては、わが国のエネルギー事情、またその中における原子力の位置づけといったふうなものにつけては十分な理解を示しまして、確かに日本においては再処理事業というものは必要であるというふうに判断しました結果、東海の施設の運転について合意をしたわけでございまして、米側はわが方のような必要性については十分な理解を持っておるというふうに考えております。

○小柳勇君 これも五月十二日の新聞です。「米国はわが国の英国、フランスへの使用済み核燃料の再処理委託についてわが国の事前合意の要求には応じられないとの意向を決めた」。この問題についてはどうなりましたか。

○政府委員(山野正登君) ただいま、国内において再処理の自給ができませんまでの間は使用済み核燃料の大部分は海外において再処理を委託するという政策をとつておるわけでございませう。その際、海外で再処理をします際に、わが国から使用済み核燃料を第三国に移転するに際しましては、日米協定に基づきまして米側の事前同意が必要となりますが、この米側の事前同意と申しますのは、船積み的一件ごとに米側に求めておるわけでございまして、実は一昨日も新しく英国に對しまして再処理の委託契約を結んだわけでございませうが、これらについては実際の使用済み核燃料の輸送が始まりますのは大体一九八二年ごろでございませう。その輸送の始まる時点におきまして一件ごとくに米側の了解を求めるというふうなことになるかと存じます。現在の時点で包括的に先方の了解を求めるとか、あるいはそれについて先方がイエス・ノーの返事をするといったふうなことはなからうかと考えております。

○小柳勇君 米国の核不拡散法の成立が濃縮並びに高濃縮ウラン、プルトニウムの貯蔵施設についての事前同意が新たな問題となつておる、また現在日米原子力協定にうたわれておる再処理の事前同意についても、その同意がなかなか得られなくなるという問題が今後起こるのではないかと思ひますけれども、この日米原子力協定の事前同意の問題で、どういうふうな見通しですか。

○政府委員(山野正登君) 一つは、現在この核の不拡散と原子力平和利用の両立する道を求めようということ、世界の四十カ国の国々並びに四つの国際機関が集まりまして国際核燃料サイクル評価という作業をいたしておるわけでございまして、その中におきましてこの再処理問題というものを今後どういうふうにかへていこうかという問題といたしまして、この結論は参加国を拘束するものではございませぬけれども、この結論というものは当然に各国の原子力政策というものに重大な影響を及ぼすというところは間違いないわけでございまして、これらの活動を通じて参加国、参加国際機関のある程度のコンセンサス、またその中におきまして日米間の意見の調整といったふうなものも図られようかと考えております。で、東海の再処理工場につきましては、現在のところ二年間の運転について合意が行われておるだけでございまして、引き続き三年目以降の運転につきましては新しく別途に日米交渉を行う必要があるわけでございしますが、私も、昨年の経験にかんがみまして、わが国の再処理についての考え方、特に核不拡散政策を絡めての考え方というものを十分に米側に説明をいたしますならば、従来同様に米側は理解を示してくれるものというふうに予想いたしております。

○小柳勇君 再処理の問題を一つとりましても、日本の原子力政策というものが米国の原子力政策に追従しておるのではないかと。米国のいまだと言へばもちろん再処理もできない。二カ年間オーケーして、あとはまたやっつけいかなければならぬ感じが、米国の再処理について慎重に扱っている大きな原因は何ですか。

○政府委員(山野正登君) 再処理の結果プルトニウムが出てくるわけでございまして、このプルトニウムというものが核不拡散上きわめて重要な物質であるという点に着目いたしまして、米側は商業ベースでの再処理事業というものについてきわめて慎重な考えをとっているわけでございまして、これは、わが国としましてはプルトニウムの管理という問題はきわめて重要な問題と考へておるのとは全く米国の同様でございまして、これにつきましては、先ほど申し上げました国際核燃料サイクル評価の中でも非常に重要な問題として取り扱われておりますし、今後わが国の原子力政策を進める上におきましても特段の力を入れてまいりたいというふうに考へております。

○小柳勇君 アメリカとの関係はいま日米原子力協定で話をやっていますが、発展途上国と日本との関係ですね。日米と協議しておりますが、今度は日本と発展途上国、そのいわゆる第三国は日本と同じような立場でこれから原子力の平和利用についても大きく動いていくでございまして、日本は第三国に対する話し合いはやつておるのかやらないのか。もう日本は再処理工場をつくるにせよ、あるいは一応とあえていふと、そういうことであるのか、あるいは第三国の方と話し合ひながら、いまアメリカを中心とする原子力を持つてゐる、持てるといういふまじょうか、主導権を持つてゐる国との交渉をしようとしておるのか、そういう外交的な問題はどうか。

○政府委員(山野正登君) 原子力問題につきましても、発展途上国との関係というものは二つあるかと思ひますが、一つは、ウラン資源の保有国として発展途上国というものは非常に重要な位置を占めてゐる国があるわけでございまして、こういう国とは友好を保ちながら、わが国が現地に参りまして先方と協力して、あるいは単独で、いわゆる開発輸入のための探査調査といったふうな活動を続けておりますわけでございまして、そういう意味におきましてきわめて重要な一面を持つております。

それからいふ一つは、先ほど申し上げました核燃料サイクル評価という計画には発展途上国もたくさん参加いたしておるわけでございまして、その場におきまして、欧米先進諸国ともどもに原子力平和利用の問題あるいは核不拡散強化の問題というふうな諸問題につきまして共同で作業を進めておるわけでございまして、そういう局面において協力をしてまいりたいというふうに考へております。

○小柳勇君 アメリカの原子力政策の基本に、発展途上国その他、もちろん日本でもそうでありまして、原子力兵器にこれを使わせない、原子力を使わせないという大きな配慮があるとわれわれは承つております。日本の原子力の平和利用について、科技庁なりあるいは原子力委員会はどういう歯どめを持つておりますか。

○政府委員(山野正登君) 先生御承知のように、原子力基本法に、わが国の原子力利用は平和の目的に限るということが明記されておるわけでございまして、すべてわが国の原子力利用活動というものはこれで律せられて行われておるわけでございします。また、非核三原則という最高の方針というものが確立されておるわけでございまして、わが国がゆめゆめこの原子力というものを軍事目的に使うということはあり得ないと考へておるわけでございしますが、また実施法的にも、現在の原子力等規制法におきまして、規制の「許可の基準」の中に「平和の目的」というのが第一項に挙げられておるわけでございまして、お説のような危険というものは全くないというふうに考へております。

原子力政策を大きく変えたと聞いています。わが国における科技庁なりあるいは原子力委員会、これらからできる原子力安全委員会が、原子力の平和利用から原子力兵器への移転に対して、文書あるいは機構組織か、いわゆる歯どめのあるものはつきりすれば、米国の原子力協定の交渉にも非常に大きな重みを持つてゐないか、外面的に説明できるものがあればですね、そういうものが日本にはあるのかないのか。ないと思へば考へがあるのか、ないのか。どうですか。

○政府委員(山野正登君) 先ほど申し上げましたように、原子力基本法の二条に、わが国の「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、」ということがうたわれておるわけでございまして、また、わが国の原子力利用を進めるに当たりまして、最高の方針というものは原子力委員会が企画、立案、決定しておるわけでございしますが、その場におきましても、まず着眼点というものはこの点でございします。それから特殊法人等において原子力利用を進めておるわけでございしますが、その設置法の中にもそのようことが書かれておるわけでございまして、そういった原子力委員会といったふうな機構なりあるいは法制といったふうなことから担保されておると考へております。

○小柳勇君 そういたしますと、防衛庁長官の発言は原子力基本法違反だと、そう受け取つていいですか。

○政府委員(山野正登君) 私はただいま一般論を申し上げておるわけでございまして、防衛庁長官の御発言の内容というものは存じ上げておりませんので、その点についてはコメントというものは申し上げるわけにはまいらぬと思ひます。

○小柳勇君 それじゃ長官どうでしょうか。速記録を取つて、もしも正確に、防衛の範囲では原子力兵器をつくりたいんだということがもし速記録にあれば、これは原子力基本法違反だと、そういうふうに判定できますか。

○國務大臣(熊谷三郎君) ただいま局長からお

答えたいましたように、私もその内容を十分つまびらかにしておりましたので、ここで答えてはできませんが、そういう速記録を拝見いたしました。またわれわれとしての考えを改めて申し上げたいと、このように考えております。

○小柳勇君 速記録を私持ってきたんですが、すけれども、それを持ってきませんでした。新聞報道ですから、またこれは後日問題にしないやありません。ただ、一番恐れられておりますのが、核燃料再処理によりましてこれが簡単に核兵器に利用できるといふこと、そのことがこの日米原子力協定の事前同意などをつくっておるとわれわれは理解しているわけです。したがって、それに対抗する歯どめのそれはもちろん原子力基本法にはあります。今度できるたとえば安全委員会など、そういう歯どめになる、たとえば査察とかあるいは現場調査とか、あるいは資料提出とか、いわゆる軍事目的に利用するおそれのあるときは報告を求めたり査察したりする、そういうような安全委員会の任務を与えるとか、あるいは、それは今度の法案あるいは今後の運営規則の中に入れてようと考えられておるのか、お聞きいたします。

○政府委員(牧村信之君) 今回御審議いただいております安全委員会が発足いたしますと、原子力の、核燃料並びに原子炉に関する規制を担当するわけでございますが、この中におきまして、安全委員会並びに原子力委員会両方の権限、同じ権限でございますが、資料の提出を求めることができることが提案されておりました。安全委員会といましては、規制業務一般の必要な資料の提出が求められるようになっております。また、規制法におきましては、すでに昨午、NPTに関係いたしました、わが国がNPTに参画いたしました、それに伴いましてIAEAの国際的な査察を受けるための国内法の改正が行われたわけでございます。その中におきまして、核の拡散を防止するための日本独自の査察制度並びにIAEAが行う査察を受け入れるための制度に必要な修正がす

で行われておりまして、先生ただいまおっしゃいますような点につきましては、法規制面で十分担保されておると考えております。

○小柳勇君 日本学術会議原子力特別委員会の代表幹事の中島篤之助さんという方が、ある雑誌の座談会でこんなことを述べておられるんです。

「学術会議はもう三年ほど前にSALTに関連して『平和研究の推進について』という勧告を出しては出している。そのなかでは、たとえばスウェーデンは平和研究所を持っています、そこが世界で一番、核兵器がどうなっているかということについてのレポートを総合的にまとめて出しています。日本には平和憲法があるし、原子力三原則がある。それで平和利用を担保しているんだと原子力委員会はいつているが、日本は平和研究所を持つていない。少なくとも原子力委員会が平和研究のためのスタッフをもち、核兵器の状態がどうなっているか、それが平和利用とどうからんでいるかというぐらゐの研究は、当然、なされているべきだった。」と言っておられるわけだ。

この問題については、科学技術庁長官、どうでしょうかね。

○国務大臣(熊谷三郎君) いろいろその問題についての御質問と答弁がございましたが、いまお話し出ておりますように、あるいは原子炉等規制法でありますとか、あるいは非核三原則でありますとか、こういう非常に権威のある国としての方針決定や、あるいは法律等、これにまさる担保と細かく言つてくれば、そういう大原則はあるが、果たして個々の場合においてこの原則が貫かれていくかどうかという点が問題になるかと思うわけでありまして、そして特に必要なことは、日本としてブルトニウムならブルトニウムを、まさかこれを軍事目的に転用するなどということとはどうも考えられないことであるが、ただ、特に現在、核不拡散を非常に強力に主張しておりますアメリカと日本、しかも残念ながら日本は、技術の面から言ひましても、あるいは施設の面から言ひ

ましても、アメリカと比べて立ちおくれているわけでありまして、それからウラン等の資源につきましても、アメリカが豊富にウランを持っておるのに比べて、日本はほとんどないといったような状況でありまして、そういう核不拡散のたてまえを強く主張しますアメリカが日本に何かといろいろな問題をもちかけてくる、そして事ごとに平和利用推進の、何といひますか、日本に対する足かせの、そういうふうな作用を及ぼしてくるということはきわめて残念に思つておるわけでありまして、そういう問題の一つとして、いま言つたようなこの大原則をさらに何かで担保しようといふことが必要になつてくる、対アメリカとの関係におきまして特にそういう点が必要になつてくるかと思つております。

したがって、いま直接に直ちにそういう平和研究所のようなものをつくつてそういうことまでに進むといふことは申し上げられませんが、しかし、こういう大原則があるのにもかかわらず、なおかつこれを實際的に軍事目的に転用されない何らかの有力な足かせが——足かせと言つて適当じやありませんが、何かチェック機関が必要であるといふことが考えられてまいりましたら、それに応じた手段もまた考えなければならぬと、このように考えるわけでございます。

○小柳勇君 私はこれ、進んだとか進まないとかという問題じゃないと思ひます。いま私どもは原子力基本法の改正案を論議しておりますが、衆議院では安全委員会の権限について論議をして、付帯条件などをつけてがつちりしてまいりました。この参議院の任務は、これからの核の平和利用について、逆に言えば兵器にしない、その保障をどうするかということが、この参議院の科技特の委員会の任務だと思ひます。それがはっきりしなければ、私はこの法案は今の国会で通すべきじゃないと思ひます。もうちょっと日本がこれから十年、二十年たちまして、再処理工場ができて、次に今度は発展途上国などに、いまのちやうどアメリカと日本のような立場になつたときも考えてお

かなければならぬと思ひます。たとえばインドは平和利用といふことで地下核実験をやつております。七四年に核実験をやつたが、あれは全部平和利用の中でできている、何の条約にも違反してないといふ書いている。平和利用だといふことです。日本の憲法は武力を放棄している。しかも原子力基本法は平和利用だと書いています。しかし、その平和利用で核実験をやつた、核兵器の実験をインドはやつていっているんです。だからカーター政権があつて、再処理工場許さぬでしよう。したがって、安全委員会の中にその平和利用、いわゆる兵器に使わない査察、そういう特殊部門をつくつて、安全委員会というのが憲法及び原子力基本法二条による平和利用を保障する、それが私は大きなこれからの安全委員会の任務でなければならぬと思ひます。その保障がなければ、この国会でこの法律改正を通すべきでないと思ひます。安全局長と長官の見解を聞きましよう。

○政府委員(牧村信之君) 原子力委員会が、たゞいまの原子力委員会が平和利用を担保するための非常に強い権限を私ども持つておると思ひますが、今回この安全委員会が分離いたしますと、平和利用を担保するところの問題点につきましても、主として原子力委員会が担当することになるかと思ひますが、それに伴ひます規制政策につきましても、その方針を受けまして科学技術庁が安全局の方で推進しておるわけでございますが、先ほども御答弁申し上げましたように、日本がNPT——核不拡散条約に昨年加盟いたしました、その加盟の条件としてはわが国は核爆発装置を開発しないといふことが条件でございます。平和の目的のみに原子力の開発をするといふことを条約に参加することによつてそれを世界に表明したわけでございますが、現在原子力安全局に保障措置課というのが設置されておまして、その核不拡散条約に基づきますIAEAのセーフガードと申しますか、保障措置の受け入れのための課がございます。そこで核不拡散の観点からの保障措置の国内の実施を行つております。なお、この実施

に当たりましては、通産省等の職員の方々の御協力を得つつ、すべての各原子力施設にこの保障措置の実施を行っておるのが現在の段階でございます。

○小柳勇君 現在の段階というような説明を受けているんじゃないですか。そんな誤解があったって日本の原子力の平和利用についての大きな国策に対して歯どめなどというのは私はできないと思ふ。したがって、今回できるこの安全委員会の任務の中に、あるいは安全局長はそれは原子力委員会だとおっしゃった。それでは原子力局長から聞きますが、そのような歯どめを、たとえば中島さんが言っているように、いままでにもうそのための平和研究所を、「平和研究のためのスタッフ」をもち、核兵器の状態がどうなっている、それが平和利用とどうからんでいるかというぐらゐの研究は、当然、なされているべきだった。」と言っておられる。そのようなものをこの委員会の中に何らかの形で設置して、査察なりあるいは報告徴収なり、常に憲法と原子力基本法の精神に沿って行動できる、実際、国民、国を守り得る、憲法に沿い得る、そういう組織がつかれないものであろうか、お聞きいたします。

○政府委員(山野正登君) 先ほども申し上げました原子力基本法で、いま一つ公開の原則というものもたわれておるわけでございますが、これは原子力平和利用の研究の成果につきましてこれを公開するという原則でございますが、これはまさに先生がいま御指摘になっておられます平和利用を担保するというのが非常に大きな目的になっておるわけでございまして、原子力委員会の活動を含めまして、あらゆるわが国の原子力活動というのはすべてそういう平和利用という点を最も重点的に志向しながら進められておるといふわけでございまして。お説のように、平和研究所をつくって核兵器の調査を進めなければ原子力の平和利用を進めるといふことは担保できないではないかという点につきましては、私も平和利用を進めるに当たりまして、核兵器の調査をしなくとも平和利

用を進めることは可能であると考えておるわけでございまして、先生の平和研究所なるものの構想をまた何かの機会にいずれ詳しく拝聴いたしまして検討いたしますが、きょうただいまは特に核兵器の調査等をしなくとも平和利用は推進し得るという立場でございます。

○小柳勇君 まあ弁明を聞きましてけれども、少なくとも中島さんは日本学術会議原子力特別委員会の代表幹事です。その権威者がこれだけ言っておられるんですから、私もよりいっしょと原子力に關して知った人が、その危険性あるいは平和利用に關してあるいは原子爆弾の危険性について非常にわかつた方が言っておられることでですから取り上げておられるわけでは、私は今度の国会、この参議院の科技特の任務はそこだと思つておるんです、本当は。したがってその問題はあとまた理事會でも諮つてもらひましてこの問題だけで時間つぶすわけにまいりません。したがってこの問題、一応保留しておきますよ。これだけはつきり雑誌に言っておられるんですから、私もこれを取り上げたかと思つたわけですから、そういうことでこの問題は後で理事會の方で検討してもらひましょう。そこで、あと原子力開発計画についてそれじゃ質問しますが、まず原子力開発計画というものは、責任を持って国が明確なエネルギー計画を策定して、その推進の中で、エネルギーの中で原子力の位置づけをやる、これはさつき私、冒頭に質問いたしましたけれども、したがって、これから原子力開発利用計画は、通産大臣の諮問機関である総合エネルギー調査会の原子力部会基本政策小委員会が発表した中間報告とか、その他原子力開発計画など、ほかにもありますが、わが国の原子力開発の計画はどういうところでこれからやってまいるか。原子力開発計画の一番基礎になる委員會議なりあるいは機構、それからそのもの持つ權威、そういうものについての答弁を求めます。

○政府委員(山野正登君) わが国におきまして原子力の開発利用を進めるにつきましては、これを計画的に進めるといふことが非常に重要でございます。

して、そういう意味合いにおきまして、原子力委員会とは原子力の開発利用の長期計画というものを從來ともつくつておりまして、この原子力の開発利用長期計画に基づいてすべての原子力平和利用活動というものは行われておるわけでございまして。御承知のとおり、原子力委員会というものは、そもそもは諮問機関でございますけれども、諮問を待たず自分で企画し、自分で方針を決定できる非常に強力な委員会でございます。実質的にはこの機関が、この組織がわが国の原子力平和利用の基本方針を決めておるといふふうに考えております。この長期計画のもとに各種の基本計画という実施計画がつけられておるわけでござい

まします。

○小柳勇君 それでは、昭和六十年三千三百万キロワットという原子力発電の開発規模は、総合エネルギー調査会原子力部会基本政策小委員会中間報告で示されておる数字であります。これに對して原子力委員会は妥協であるという見解を述べたことがございませうか。

○政府委員(山野正登君) 原子力委員会としましては、御指摘の総合エネルギー調査会の原子力部会基本政策小委員会との中間見通しの数値についてコメントをしたことではないのでございまして、私も、私も原子力委員会の事務局といたしまして、原子力の発電計画につきまして電力会社等から徴収をしたところ、五十三年度の電調審上程分あるいは五十四年度の電調審上程分といったふうなものいろいろ頭に置きながら算定をいたしてまいります。大体三千三百万キロワットといったふうな数字は、今後努力をすれば達成可能であるというふうな作業はいたしております。今後原子力委員会が先ほども申し上げました長期計画の改定作業をするに当たりましては、これは原子力開発利用というものは科学技術政策あるいは通産政策、外交政策、非常に幅広い各行政庁の政策に深いかわり合いを持つものでございまして、当然のことながら、この基本政策小委員会の中間報告といったふうなものも十分に参考にさ

れながら作業を進めていかれるというふうに考えておりました。きょうただいまは三千三百万キロワットという目標値について正式のコメントは出しておりませんが、いずれこの夏に最終結論を出すときには、この三千三百万キロワットというものの整合というものも考えながら結論をお出しになるというふうに考えております。

○小柳勇君 原子力委員会には、スタッフ、事務局には、日本のエネルギーの中における原子力エネルギーの位置づけ及び現在の日本の国力なり国民の合意のもとで、どのくらい原子力発電できるかという、その調査、立案、計画する能力はございますか。

○政府委員(山野正登君) これは、原子力局におきまして、スタッフは限られたスタッフではございませうけれども、私も原子力委員会の傘下の各種専門部会といったふうなものも活用しながら、いま御指摘の目標設定のための作業というのは進めておりますし、また進め得るかと考えております。

○小柳勇君 エネルギー庁の次長に質問しますけれども、いまと同じ問題ですけれども、おたくの方では、たとえば原子力委員会の計算を待たなくとも、独自でその原子力エネルギーの開発計画なり将来計画でございますか。

○政府委員(大永勇作君) 通産省におきましては、原子力全体を所掌しているわけではございませうが、電力事業につきましての所掌をいたしておりますので、電源開発全体につきまして、将来の見通しを立てて政策の基礎にするということが必要でございまして、総合エネルギー調査会の意見を伺つて目標なり見通しを設定しておるといふことでございませうけれども、原子力につきましては原子力委員会での長期需給が決定されれば、それに基きまして御相談してこの開発計画の方を修正するということも十分あり得ることであらうというふうに考えております。

○小柳勇君 そこで、この原子力委員会設置法第四条では、「委員会は、原子力利用に関する政策

に關する事項について必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる」と規定されております。ところで、原子力開発利用長期計画の中で、「現時点においては、昭和五十五年における原子力発電の開発規模を約三千二百萬キロワットと見込むことは、妥当である」と述べられておりますが、総合エネルギー調査会原子力部会基本政策小委員会中間報告で「昭和六十年三千三百萬キロワットとすることが望ましい」とされたことは、原子力開発利用長期計画の内容を修正するものであり、この点に關して原子力委員会は、三千三百萬キロワットという原子力開発規模の妥当性を通産大臣に勧告すべきではなかったのか、どうですか。

○政府委員(山野正登君) ただいま原子力委員会のつくつております長期計画に従いますれば、これは昭和四十七年に策定したものでございまして、かなり古いのでございますが、昭和五十五年の目標値を三千二百萬キロワットというふうにしたしておるわけでございまして、残念ながらこの目標値の達成というは立地難等から困難なわけでございまして、昭和五十五年のこの目標値並びに昭和六十年の目標値といったふうなものを含めまして現在検討中でございます。原子力委員会としていま直ちに三千三百萬キロワットの妥当性について意見を出して、これを関係大臣に勧告するといったふうなことはまだ考えておりません。いずれこの夏に終了いたします作業の結果を待ちまして、これを内閣総理大臣に御報告するといったふうなことになるかと考えております。

○小柳勇君 そこで、今度はエネルギー庁次長に質問するんですけどね、総合エネルギー調査会は、総合エネルギー調査会設置法に基づき、「通産産業大臣の諮問に應じて、エネルギーの安定的かつ合理的な供給の確保に關する総合的かつ長期的な施策に關する重要事項を調査審議する」とあるが、原子力の開発について計画を立案することができるとは、どうですか。

○政府委員(大永勇作君) 総合エネルギー調査会と申しますのは通産大臣の諮問機関でございます。エネルギーに關します総合的、長期的な施策に關します重要事項を調査審議するということがその任務でございます。そこで、この総合エネルギー調査会で定められましたこのエネルギーの供給に關する数字というのは、やはりこれは諮問機関としてのエネルギー調査会の数字でございます。これは政府の計画ということの性格を持つておるものではないわけでございます。しかしながら、通産省といたしましては、諮問機関の方でそういう数字を決められればそれを参考として行政を進めると、こういう立場であるわけでございまして。

○小柳勇君 そういたしますと、今回の原子力基本法などの改正案によつて、通産省は原子力の設置許可から運搬管理に至るまで一貫して安全行政を行うことになるが、自分でつくつた原子力開発計画に基づいて原子力の設置許可などを行うことになるのは原子力発電の開発はエスカレートすることになるのではないかと、自分で計画をつくつていて自分で設置許可するんだから、という不安についてはどうですか。

○政府委員(大永勇作君) これは、実は電源開発につきましては、原子力だけでございまして、水力とか火力とか全体を含めまして各省庁に關連する事項が非常に多いものでございまして、電源開発調整審議会というのが内閣総理大臣の諮問機関としてございまして、そこで電源開発の基本計画というものを審議していただきまして、内閣総理大臣が電源開発基本計画というものを定めることになっておるわけでございまして、現在のところは昨年定められました昭和五十九年度までの目標が一応できておるといふことになっておるわけでございまして、正式な政府の計画としてはこの電源開発基本計画をベースにして開発が推進される、こういう性質のものである、エネルギー調査会の見通しというものは、もう少し長期の見通しにつきまして審議会としての見通しを述べたものである、こういうことでございまして。

である、こういうことでございまして。○小柳勇君 今後の問題はどうか、いま五十九年までは計画があるようですけれども、原子力委員会の方、今度の権限が強化されたとは考えていいかわかりませんが、いま原子力局長は、原子力開発については計画し、立案し、将来の見通しも計画する力があるとおっしゃっているが、どこかに一元化して、原子力の設置許可するところが今度計画の推進をするんでは、ちょっとそれはおかしいんじゃないかという気もするんですが、その点は原子力局と話し合われたことありますか。

○政府委員(大永勇作君) いま申し上げました電源開発調整審議会の仕事は、役所としては、まあ内閣総理大臣でございまして、事務としては経済企画庁がこれを行つておるわけでございまして、電源開発の地点を定め、あるいは先ほど申し上げましたような基本計画を定める場合には、経済企画庁が取りまとめ役になりまして調整審議会の意見を聞いて内閣総理大臣がこれを決めて告示するというふうなことになるわけでございまして、そういう形での電源開発調整審議会をパスしました地点につきましていわゆる安全審査が行われるというところになるわけでございまして、政府としての全体の整合性というものは十分保たれておるといふふうに考えておる次第でございます。

○小柳勇君 では、具体的に質問していきます。この長期エネルギー需給暫定見通し、六十年、六十五年見通しがありますね。これは八月ごろに一応確定するようですね。この確定の責任はどちらが持ちますか、この原子力の面では、どうですか。○政府委員(大永勇作君) これは先ほども申し上げましたが、通産大臣の諮問機関でございます。総合エネルギー調査会が調査審議の結果として取りまとめものでございまして、いわゆる政府としての計画ではないわけでございまして、われわれといたしましては、そういう諮問機関たる総合エネルギー調査会の見通しにつきましては、これを参考として行政を進める、こういう立場であるというところで御了解いただきたいと存する次第でございます。

○小柳勇君 原子力局長、その原子力委員会が計画立案してこの原子力の需給見通しなど立てますね、立てなきゃならぬ、それによつて設置しますから。いま総合エネルギー調査会がこれは政府の機関じゃないとおっしゃる。これは諮問機関です。ですから、これは法律によつて設置した政府の機関ですからね。原子力委員会専門部会というのでしよう。そうしますと、当然総合エネルギー部会からあるいはいろいろ相談はあるでしょうけれども、これからの行政庁間の事務上のこの手続はどうなんでしょうか、ちょっと話しておいてください。

○政府委員(山野正登君) 原子力委員会が原子力平和利用全体についての長期計画を定めるわけでございまして、その中の一環として原子力発電の目標値についても恐らく長期計画の中に示すようになるかと思いますが、これは原子力委員会の決定でございまして、原子力委員会が決定しました後は、これを内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣はこの原子力委員会の決定は十分尊重する、というたてまえになっているわけでございまして、それ以降はこの原子力委員会の方針を各行政機関が尊重して、科学技術庁は原子力の研究開発に關してこの基本方針を尊重して実際の施策を講じていきます。また資源エネルギー庁におかれましては、エネルギー政策の遂行に当たつてこの決定というものを尊重されるというふうな考えております。

○小柳勇君 この問題については、あとまた具体的にその場になりますと、八月ごろになりますと問題出ましようから、保留して次に進みます。次の問題は、原子力開発利用長期計画を改定するために五十二年の五月に原子力委員会に長期計

画専門部会が設置され、約一年間の審議期間をもつて改定に関する事項の調査審議が行われておるが、「昭和五十二年原子力開発利用基本計画」の中で述べられておる改定の理由として、「原子力発電所の建設計画の遅れ、各種研究開発プロジェクトの進捗の遅れ、研究開発及びその成果の実用化のための所要資金の増大、国際情勢の変化など」を挙げられておりますが、これが改定の理由として一番大きなものと考えられます。

○政府委員(山野正登君) 大きく分けて二つあるかと思うのでございますが、一つは原子力の平和利用に伴う国際情勢の変化でございまして、原子力の平和利用を進めるに当たりましては、国際的な絡みが非常に多いわけでございまして、昨今、特に核拡散の強化という問題がクローズアップされてきて、平和利用と不拡散政策との調和ということについても、国際的にいろいろな場で各国協力していろいろな努力が行われておるわけでございまして、こういうふうなものを当然わが国の原子力平和利用の長期計画の中に盛り込む必要があるということ、これがまあ第一点でございまして、これは単に原子力発電所の立地推進といったふうな問題にとどまりませんで、核燃料サイクルの確立といったふうな問題につきましては格段のかかわり合いを持ってまいらるわけでござい

す。

それから第二の理由というのが、御指摘のように、原子力発電所の立地難等による建設のおくれでございまして、あるいは各種の研究開発プロジェクトが前回策定しました四十七年時点に比べましてかなり進展してまいりまして、この研究開発の進展に伴います計画の見直し、その中には御指摘のように、研究開発のおくれに伴いますスケジュールの見直しといったふうなものもあるかと存じますが、いま申し上げました二つが原子力開発利用を改定するに当たりまして一番大きな要因となつておるわけでございまして、もともと過去十七年というふうな五年目ごとに長期計画は改定

いたしておりますので、大体五十二、三年ごろが次の改定期間というタイミングの問題もあるわけでございます。

○小柳勇君 ところで、原子力委員会が、いままでも総合エネルギー調査会などの諮問機関的な役割りを果たしてまいりましたが、原子力局長のさつきのお話のようにスタッフもそろつておられるようでありまして、原子力長期見通しなどについては、エネルギーの面から、全体の日本の国のエネルギー需給状態などの中における原子力の計画は、原子力委員会が責任を持って自主的にやるべきであると考えますが、将来についてどうですか、原子力局長。

○政府委員(山野正登君) 原子力委員会はあくまでも原子力の研究開発利用についての問題を所掌いたしておるわけでございまして、エネルギー政策全体につきましてはその所掌の外でございまして、またそういう目的で設置、人選等も行われておりませんし事務局も形成されてないわけでございますので、原子力委員会におきましてエネルギー全般にわたりまする需給といった問題を取り扱うということとは不適当かと考えます。

○小柳勇君 それでは少しまた変わりましたけれども、結局は日本の総合エネルギーの中における原子力エネルギーの位置づけなりあるいは需給見通しなりのいわゆる日本の産業構造の中における原子力エネルギーは、通産大臣の諮問機関である総合エネルギー調査会が主たる計画機関である、こうなりますか。

○政府委員(山野正登君) 原子力委員会としまして、当然エネルギー全体の中における原子力の位置づけといったふうな問題につきましては、意見なり見解というものはお持ちになつてもよろしいし、またお持ちになつておると思ひますが、かといつて、それによつて自分で原子力以外の分野も含めたエネルギー政策全体あるいはエネルギー全体の需給関係といったふうなものを決めるという立場にはないわけでございまして、その面はあくまでもほかの機関が所掌して行われるべきであ

るというふうな考えております。

○小柳勇君 正確な数字が出ればいいんですから余り固執しません。法案に対する問題点は最後に回しまして、あと原子力発電所の故障の問題について質問いたしまして休ませてもらいたいと思ひます。

原子力施設の事故、故障、昭和五十二年四月一日以降の実態を私はもつております。わが国の原子力発電所の時間稼働率及び設備利用率及び主なる事故、故障の発生などについての御説明を求めます。

○政府委員(武田康君) 原子力発電所の稼働率でございまして、昨昭和五十二年一年間の平均でございまして、全部の発電所の平均でございまして、時間稼働率にいたしまして四七％、それから設備利用率にいたしまして四二％程度の数字でございまして、それでこれは過去でも一番低い方の数字でございまして、ことしにつきましては、予測でございまして、時間稼働率で六〇％を超し、利用率で五五％を超すというふうな予測しているところでございまして。

それから主なる事故、故障でございまして、これは、実は事故、故障もつかまへ方によりましていろいろ重さの考え方がございまして、現在いろいろ手直しをしなければいけないあるいはわが最近話題になつた例で幾つか申し上げますと、一つは沸騰水型の原子炉につきましては、制御棒の駆動水戻りノズル、ここにひびがございまして、これが見つかつたものでございまして、それを除去し、また戻り水の流路を変更するといふような手直しを各発電所いたしまして、これはもうほぼ終了しているのが現状でございまして、それから同じく沸騰水型でございまして、ライザー管などの応力腐食割れ、まあ配管のひびとでも言つたらいいわけですが、そういうふうなものも幾つか起こつております。これにつきましては材料なり、その部分の環境あるいは応力というふうなものを総合してこれが起こつたということでございます、それぞれその手直

し、取りかえ等々をやりました対策がかなり進行しております、一部の発電所ではまだ残っております。

一方、加圧水型では、一番典型的なのが蒸気発生器の細管、たくさん細管がございまして、これも、ここで水処理で古い方式を使つておりました場所につきまして特に多いんでございまして、漏洩、一次系から二次系に水が漏れてしまつと、こゝういふようなことが、まあ穴があいてと言つた方がいいんでございまして、起こつておりました、これは水の中に入つております硫酸ソーダの影響ということで、水処理のやり方を変える、あるいは従来あつたものを洗つてきれいにするというふうな措置をほとり終つてい、まだ一部残つておりますが、そういうふうなことでございまして。

○小柳勇君 火力発電所の稼働率に対して原子力発電所の稼働率はいかがですか。

○政府委員(武田康君) 原子力の稼働率、平均で申し上げますと先ほど申し上げたとおりでございまして、昨年のケースでは一番成績の悪いものは一年動かなかつたというものもございまして、一方成績のいい方は七〇％、八〇％という稼働率を示した例がございまして。

一方、火力発電所はこれ百幾つもあるものでございまして簡単に言えませんが、全体の総合平均——ちよつと正確な数字持ち合はしておりませんが、全体の総合平均では五〇％前後の数字を毎年続けております。もちろん非常に新鋭のいい発電所で故障のない場合には、年間八〇％近い稼働率を示しているケースがあるはずでございまして、一方古いもの等につきましては、年間の稼働率というものでいきますと非常に低い数字になつておりました、平均値がそんなものでござい

ます。

○小柳勇君 経済比較など、なおたくさんございまして、もう一問は、原子力発電所における技術陣の配置ですね。日本の原子力技術者、主任技術者の試験受けて各原発にあるいは会社に配

置してあるでしょうが、それはこの間の参考人の公述の中に、原子力委員会あるいは安全委員会の人の問題が強く言われました。私はそれと同時にこれからの原子力エネルギーの確保は主任技術者など、いわゆる技術陣の技術によるところ非常に大きいと思います。したがって現在の日本の原子力発電の主任技術者の試験あるいはその技術陣の配置状態についての御説明を受けます。

○政府委員(牧村信之君) 先生御指摘のように、原子力発電所に原子炉の主任技術者を置くことを法令で定めておりますが、そのために科学技術庁におきまして原子炉主任技術者の試験を行っておるわけでございます。で、三十三年より行いました現在までに十九回実施しておりますが、三百四十二人の主任技術者の合格者がございまして、そのほかに、この制度が発足しました当時すでに主任技術者と同等の知識、経験があるとして試験を行わずに資格を、免状を交付された者が十五名ございまして、したがって、現在三百五十七名の主任技術者の資格を持った人がいるわけでございます。で、この中で先生おっしゃいますように、原子炉を設置しております各機関にこのうち二百二十六名の方が在職しておられまして、原子炉の運転等に携わっておられるわけでございます。

○小柳勇君 原子炉の安全性などでもう少しありますが午後にはやります、現在まで原子力委員会が安全性についても責任持ったこと、また各原子力発電所を持つ会社も、及び現場の原子力発電所の方でも主任技術者など一生懸命にこの安全に取り組んでこられた。にもかかわりませず、日本の国民は原子力発電所に対して非常に不安を持っています。先般の伊方原発訴訟にもありました。あれは、訴訟は全面的に住民が敗訴いたしました。が、山口県の町長選挙では原発反対の町長が勝利した。

で、現在の世論調査をここに私は持っていますけれども、原子力発電が必要であるという世論は四三%ぐらいあるようです。原子力発電について必要性は認めるけれども、自分の地域に原子力発電所ができるのは反対だという人が七四%ぐらいあります。これは一体どうしてであらうかと、もうわが党は政策審議会でもういふん論議してまいりました、一体何が原因であらうかと。ただ、このアメリカの本にも、あるいは外国のいろいろな資料にも、いまだ十年間は原子力発電は不安なエネルギーとして位置づけられなければならない、その不安を除去するために研究体制をもっと確立しなかならぬと言われる。いま日本の国民が自分の地域に原発ができるのは反対だという、それは一体どういうところに一番大きくあるとておられるのか、これは長官からお聞きしたいんです。

○国務大臣(熊谷三郎君) それはいろいろの点があると思いますが、どれが一番その大きな原因かと言われますと、ここで順番を決めて、これが第一でこれが第二ということはちょっと申し上げかねるかと思うわけでございます。

○委員長(藤原雄雄君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時六分開会

○委員長(藤原雄雄君) ただいまから科学技術振興対策特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、原子力基本法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○小柳勇君 冒頭に原子力船「むつ」の問題及び原子力船開発事業団の問題について質問いたします。

まず第一は、原子力船「むつ」の修理港候補地選定の現状と問題点について質問しますが、佐世保港が候補地として地元との折衝が進められておるが、最近の状況はどうなっておるのか、科技庁長官に質問いたします。

○国務大臣(熊谷三郎君) いろいろ具体的な日

にち等を含みました経緯につきましては、もし御必要があれば政府委員から御答弁することにいたします。ごく簡単に経緯を申し上げます。

御承知のように、政府が佐世保港に修理を要請しまして以来、昨年四月の現状におきましては、佐世保市はその受け入れを決意されたわけでございますが、長崎県としましては、現状の燃料棒が装荷してあるままの状態では困るので、これを抜いた上でなら入港、修理を認めるという決議をされていたわけであります。

〔委員長退席、理事塩田啓典君着席〕

ところが、そういう決議でございますので、政府といたしましては、一応そういうものがどこかで燃料棒が抜き得るかどうか、また抜いた燃料棒をどうするかどうかということについて、いろいろそのほかの問題もありませんが、検討いたしました結果そういうことは困難でございますので、重ねて長崎県の知事に対しては、何か佐世保で修理が実現する方法を考えてもらいたいということをお願いしたわけでございますが、その結果、いろいろ取り上げられたいわゆる核封印という方式なら検討していいというお話でございましたので、その核封印の内容につきましてもいろいろお考えを具体的に承りまして、それを政府といたしまして、長崎県知事のお話のとおり、そういういわゆる核封印のままで入港、再修理が可能であるかどうかということを検討いたしました上でござい

ますが、その結果、多少の日にかかると、あるいは作業上も困難はあるが、それで所期の目的は達成いただけるという判断のもとに、今月の十三日に長崎県知事と佐世保市長に私どもがお目にかかりまして、いわゆる長崎県知事の御提唱になりましたいわゆる核封印式に従って修理をお願いしたいという、いわゆる再要請をして今日に至っているわけであります。

それから、あとの事実につきましては、大体月末ごろ、あるいは来月の初めにかけてましてそれぞれの県議会あるいは市議会を招集されまして、県

なり市なりとしての態度を決めていただくことになりまして、それをいま期待してお待ちしているという現状でございます。

なお細かい点等がございましたら、またお答え申し上げます。

○小柳勇君 予算委員会でもあるいは運輸委員会でも再々問題にしたのであります。青森県のむつ市で漁業組合との合意書は四十九年十一月一日から撤去することになっておる。また、早急に新しい港をつくるということも再々政府は声明していたのであります。今日までついにこれが実現できなかった。しかも今回、佐世保重工業の救済との関係が重大な要素として論じられております。純粋な科学的な諸般の安全条件が確立され、そして原子力船「むつ」としてこれを修理しなければならぬのに、そのようなものは横の方に置きながら、佐世保重工業を救済するということの引きかえに佐世保を修理港とすることについては、いまの科学の世の中では納得できないわけですね。余りにも政治的過ぎると思いませんか、問題の扱い方があまりいい過ぎると思いませんか、この点いかがでしょう。

○政府委員(山野正登君) もともとこの原子力船「むつ」の遮蔽改修・総点検問題というのは、佐世保重工業の再建問題が起るはるか以前の昭和五十一年の初めに政府から長崎県知事並びに佐世保市長に受け入れについての協力の要請をいたしましたものでございまして、本来、佐世保重工業の再建問題とは何ら関係なく政府の施策として進められておったわけでございまして、最近になりまして佐世保重工業の再建問題というものは非常に重要な問題として浮かび上がっております。私どもはこの佐世保重工業というものが再び再建されることを熱望するものでございまして、「むつ」問題とからけてどうするところといったふうなことを従来考えてもいませんし、また今後そのように考えるつもりはない、こういう立場でございます。

○小柳勇君 まず、寄港するには安全性に対する地元住民の完全な納得が得られることが必要であ

るので、その設置許可というのはいくらでも無効になっておるのではない。これに対する見解を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(牧村信之) 先生御指摘のとおり、原子力船「むつ」につきましては、むつにござい

ます陸上付帯施設とあわせて、規制法の許可基準に適合しておるということで許可がされておるわけでございます。そこで、先ほどのお話にございまして、放射線漏れというように、許可後事前に予測し得なかつた不可抗力等の事由によりまして、現在原子力船「むつ」は原子炉を起動しないという冷態停止の状態に置くことでむつの岩壁に停泊しておるわけでございます。で、放射線漏れを起さしていろいろのことからこういう状態にございましては、「むつ」の他の定係港を設置するといふような地元の要請等もございまして、陸上付帯施設の一部の機能を一時に停止しておるわけでございます。したがって、その状態が続く限りは原子力船「むつ」は原子炉を起動した原子炉を動かすといふようなことの冷態停止の状態に置くという条件つきで、五十四年まで陸上付帯施設の一部の機能が停止しても問題ないと考えてそういう変更の許可を与えてゐるものでございまして。

○小柳勇君 この問題の最後ですけれども、漁連の方も母港化せぬという条件つきで意向がまとまりつつあるようでありまして、また労働組合の団体である県総評は「むつ」の修理港、母港化するのことに反対であるという決議をしておるようでありまして。このようないくつかの団体あるいは市民との合意なくしては佐世保を修理港とするのは無理だと思ひますけれども、さっきの長官のお話もありましたように、市民の合意を得てということでありまして、そのように確認しておいてよろしくございまして。

○国務大臣(熊谷三郎) 地元のいろいろな御意見、御要請等につきましては、政府で直接これをいろいろ確かめるというところは適当じゃありませんので、久保知事並びに市市長、地元の両責任

者の御見解といひますか、また県議会、市議会の御見解といひますか、地元の皆様の御意見を拝して、そうしてそういう御意向に沿いたい、このように考えておるわけでございます。

○小柳勇君 次に、原子力船の開発計画について質問いたしますが、原子力船開発事業もそうでありまして、今日までの原子力船の開発というものが運輸省、科学技術庁並びに原子力委員会など、この三者で共管しているような印象——印象じゃありません、実際そうであります。この三本立てというものが責任の所在も明らかでないし、また完全なる運営といひましようか、推進に力が弱まっておりますのではないかと、そういうような気がいたします。この原子力船開発計画について科学技術庁な

ら科学技術庁に一本化する、まあこれは試験段階でありますから当然科学技術庁でありましようが、一本化して責任を持つと、こういう体制をお考えになつたことはございせんか。

○国務大臣(熊谷三郎) 先ほど局長からもお答えいたしました。いろいろこの「むつ」の問題につきましても反省するといふことを政府は言ひ続けてきておるわけでありまして、その内容の一つといたしまして、そういう問題が起きましたときに責任が科学技術庁とそれから運輸省といふに

あるかよくわからない、つまり責任が明確でない、したがってそういう責任を一元化するべきだ、こういうことが反省と言ひられております内容の一つであるかと思つておるわけでありまして。それから、現在御審議をお願いしておりますこの法案は、そういう直接には「むつ」問題の反省の結果生じたと言つてもいいかと思つてございまして、それを基本とする内容を持ったこの法案ができた、この法案の素案ができたということに承知しているわけでありまして。したがって、幸いに皆様の御理解を得ましてこの法案が成立いたしますならば、当然「むつ」は研究段階の原子力船としていたしまして科学技術庁におきまして一元的に責任を持つてその開発に当たっていくと、こ

いうことに相なるかと思つてあります。そして、一応研究段階を離れて実用化に供し得るといふ段階に達しましたならば、これは所管が運輸省に移され、自後の原子力船はすべて運輸省において管理されるということにならうかと思つておるわけでございます。

○小柳勇君 運輸省の方ではどうお考えになりますか。この新聞では、「むつ」を海洋観測船にして原子力船開発事業は研究所にする、そういうことまで新聞では発表をしております。したがって、この原子力船開発事業の原子力船の開発計画、それから原子力船開発事業に対する今後の取り扱い、それから「むつ」をどうするか、この三点についての御答弁を求めます。

○説明員(赤岩昭滋) 原子力船の開発につきましては、これは造船、海運というふうな運輸省での政策の観点だけではなくて、最近におきましてエネルギー問題といふような問題の観点からも検討していかねばいかぬといふことにならうかと思ひます。諸外国におきましても原子力船の開発といふものを積極的にやつておるわけでございます。わが国といひましたとしても世界有数の造船、海運国といふこととございまして、今後とも国際的な動向に留意しながら先進国におくれをとらないようにこの開発に積極的に取り組んでいきたい、その段階でももちろん安全性の確保といふことは当然のこととございまして、そういう点も十分念頭に入れながら進めていきたいと思います。それ

で、事業団につきましましては、原子力船の開発利用という観点から科学技術庁において検討をお願いしておりますし、それから運輸省におきましては造船、海運の立場といふようなことで、両者一体になつて事業団の監督と指導をやつてきたわけとございまして。今後ともこの方向を進めていくといふふうに考えておるわけでありまして。それで、原子力船の建造あるいは運輸技術といふものの蓄積も今後の原子力船の開発のためにぜひとも必要でございまして、「むつ」の建造、運輸を進めることによりまして事業団を中心としてを進めていきたいといふふうに考えておるわけでございます。事業団の今後のあり方につきましましては、さきの八十二国会におきまして事業団法改正法案の御審議の経緯、あるいは法案改正の趣旨の通りまして、原子力船開発の長期的な展望に立つて、事業団の研究機関への移行といふことについて、そのあり方、体制それから規模それから他のいろいろな機関との関係等に留意しながら現在科学技術庁、運輸省等政府部内で鋭意検討を進めておる段階でございまして。

それから、「むつ」を将来どうするかということでございますが、まあ先ほど科学技術庁からもお話がありましたように、「むつ」は研究開発段階の原子炉を積んだ原子力船といふふうにならうかと思ひますので、その規制については、今後法案が成立いたしますと科学技術庁におきまして一貫して規制が行われるといふことにならうかと思ひます。研究、実験航海とも終わりましたから「むつ」をどうするかの問題につきましましては、まだ先のことでございまして、その段階で原子炉安全委員会等の御意見を承つた上でその方向を決めていきたいといふふうに考えている次第であります。

○小柳勇君 時間がありませんので、この問題で最後にしますが、現在科学技術庁、運輸省、日本原子力船開発事業団で構成する原子力船長期ビジョン検討会が長期的な原子力船開発のあり方を検討中と聞か、一部新聞には、その報告書が近く出され、その内容は、原子力船「むつ」を海洋観測船として利用し、原子力船事業団を原子力船研究所に改組し第二原子力船の開発に当たらせるものと伝えられていますが、報告書の提出時期、その内容の概要、提出された報告書の取り扱いなどについて御説明を求めます。

○政府委員(山野正登) まずお答え申し上げます前に、先ほどの御質問で大臣の答弁を若干補足させていただきますが、この原子力船「むつ」についての所管の関係でございますが、私ども「む

めいたいておりますので、新設いたしました、これが安全委員会の専属的な事務局として安全委員会の活動を支援するという体制をとってまいりたいというふうに考えております。

○小柳勇君 理事会でお決めた時間時間が参りましたから質問をやめなさいませんか、質問を通告いたしました委員会内の問題、たとえば顧問会の問題とか、審査会の問題など、この問題は行政の方で特に考えていただくように——もう質問する時間がないのできょうは質問を省略いたします。

最後に、私はこの原子力規制関係法令集をほとんどずっと全部読みました。そこで一番感じましたのは、たとえば原子炉の立地審査指針——どういう指針があるかと思つてずっと読んでみました。これには、たとえばこの広さの中に人口は幾らですとかあります。ところが最終的な判断は、放射線が出た後人体に与える影響、放射線の量、レム、それが一つの審査基準になっております。これは外国でもそうでありまして、日本だけほかの方法はできないと思ひます。外国でもやっぱりそうです。そこに私は原子力に対する不安というのが当分消えないと思ひます。なぜかなれば、たとえば原子力船はあれだけ「むつ」に金をかけてつくりました。そして海洋に出てきました。それも安全だと思つたのが、始動したところが放射線がうんと出てストップしたわけですね。つくつてしまつてゐるわけです、船も、船用炉も。原子力発電所をつくりまして、この審査基準としては距離とか——距離ありません。あるいは全体の敷地の広さも、その中に人口は幾らですと、その疎密度は書いてますけれども、全然そういうものを書いてないわけですね。ただ、放射線が出た後の影響について規制してあるのです。そのときは発電所はできているわけですね。そのところには私はこれから十年不安がかかりますよと。それは放射線というものが人間に与える影響、それを、たとえば人間の個人がよろいを着てそれを

防ぐことができるならば、どんな発電所ができたって問題がないじゃないかと思うのです。人間の方では防ぐ方法がないわけですから、だからたとえば原子力発電所のへいができて、これからもう放射線はこれだけしか出ませんというものができたら、私はみんな安心するんじゃないかと思う。

いまたとえば火力発電所の場合には、煙突から出ます排気量——窒素とか水酸化炭素の量で一応規制いたしますけれども、それと同じようなことで放射線の量で規制してあります。基準が、したがつてその放射線というものが人体に与える影響というものの、これがひとつの不安。もう一つは、やっぱり原子爆弾というものの、あの爆弾の力、その力がちゃんと人間の頭の中にある。そのことを解決しなければ私は不安は去らないのではないかとと思ひますが、これはこれからの研究体制でありましょう。

一番私も問題にするのは人体に対する影響と同時に、あとはさつき問題にしました原子爆弾に使用しやせぬかということですね。平和利用という原子力発電所が、その再処理した後今度は核実験ができるという問題、そういう問題を何かびしやつと歯どめしませんが、きつと人間は原子力発電所については抵抗する。現在そういう気がしてなりません。そういう問題についての研究費も少ないようです。ここに資料をいただきました。たとえば、もちろん自衛隊の費用を削れなというきざなことは言ひませんが、もう少し研究費用も出して、そんなものを早急に研究していただくということ——いま知恵がありませんが、そんなものの感じがいたします。

それで、安全委員会ができましたならば、くれぐれもその安全チェックの問題に十分な枠組みをされて国民が安心しますように——原子力発電について必要性は四三%の者が持つておる。ただし自分の地域に来るなというものが七二%いるということですね。そういう実態も把握してもらいたいと思ひます。

最後に、防衛問題の安全性の問題で防衛庁長官

にこの次には来ていただきたいと思ひますから、これは理事会でお諮りを願ひたいと思ひます。

以上、私の意見だけ申し上げましたけれども時間が足りません。質問を終わります。もう答弁はよろしゅうございます。

○堀出啓典君 それでは限られた時間でございまして二、三お尋ねをいたしますが、安全審査というものは慎重過ぎることはない、できるだけ慎重にやるべきである、私はそう思ひますが、科学技術庁の見解を承つておきます。

○政府委員(牧村信之君) 先生御指摘のとおり、安全審査は、広い意味の安全審査で申し上げますと、各段階において十分行わるべきものであらうと思ひます。

それからただいまの先生の御質問が基本設計の……

○堀出啓典君 そこまで聞いていない。

○政府委員(牧村信之君) 先生おっしゃるとおり慎重にやるべきものだと思います。

○堀出啓典君 そこで、ダブルチェック、ダブルチェックということをお話がありましたが、科学技術庁からいただいた資料にもあるわけですが、ダブルチェックとはどういう意味なんですか。

○政府委員(牧村信之君) 行政懇談会におきましてダブルチェックという表現が使われております。これは規制の一貫化によりまして、それぞれ主管官庁が設置の許可をいたしますときに、主管官庁で行います一次の審査を——安全委員会並びに原子力委員会に設置につきまして諮問をしてまいります。安全委員会は安全性についての諮問並びにその設置者の技術的能力について判断を求められるわけでございますが、その際に、安全委員会の下部機関でございまして安全専門審査会が行う審査をダブルチェックと、並びにその安全委員会が行いますチェックをダブルチェックというふうに呼んでおるものでございます。

○堀出啓典君 一次の審査は通産省あるいは運輸省あるいは科学技術庁、そうしてそれをさらに安全

全委員会あるいは安全委員会のもとにある所安審、そういうものがダブルチェックをする、こういうことではないですか。この二つはどちらもこれは重要である、そしてそれぞれがやはり独立した安全審査の能力がなければこのダブルチェックの意味はないと私は思ひますが、その点はどうか。

○政府委員(牧村信之君) 先生おっしゃいますとおり、各関係行政機関並びに安全委員会の傘下におきましてそれぞれこの安全審査をする能力がございまして、そういう体制をつくらなければならぬと考えております。

○堀出啓典君 先般委員会に、いま議題となつております基本法について参考人の方からいろいろ御意見を承つたわけでございますが、その先生が、やはりダブルチェックというのはクロスチェックでなければならぬと。私は余りよくわからないのですけれども、恐らく私が理解しているのは、やはり一つの審査がある、それをさらにダブルチェックをする、こういう場合には異なった観点からやはりチェックする、こういう意味じゃないかと思ひます。だから、お金の計算をするのも、一つ計算して、もう一回計算する場合はちよつと別な方法で計算するとか、そういうことがより正確を期すという意味じゃないかと思ひますが、そういう意味から見て、いまこの法律が提案しておりますところのダブルチェックというものは十分であるのかどうか、私はちよつと疑問に思ひますが、そういう点はどうか考えますか。

○政府委員(牧村信之君) 先生おっしゃいますように、安全委員会が行いますダブルチェックの中には、当然クロスチェックと先生ただいま御指摘ございましたような意味合いのものもあるわけですが、当然設置者並びに行政庁の審査におきましていろいろな安全審査を、安全の評価をいたしてまいります。理論的な評価もあると思ひますが、このようなものをそのまま安全委員会が説明を聞き

が考えられておるわけでございます。

○塩田啓典君 私、やはりルールをつくっていくべきである。やはり一つの経験が次に生かされていかなければいけませんし、審査に当たる先生方も順次かわっていくわけですから、そういう意味で、そういうルールをつくるべきである。つける用意があるかどうか。

○政府委員(牧村信之君) ただいま私御説明申し上げましたが、先生の御指摘は、比較的細かいルールのように伺いますが、安全専門審査会がこの問題の取り扱いについては一応の規定がございます。しかし、それをどういふものにはどう適用するかというところは現在ございませんで、今後、先生の御指摘を踏まえまして、いろいろ検討してまいりたいと思っております。

○塩田啓典君 第一回の原子力委員会ができましたときのメンバーには湯川さんと有澤さんとかそういう方がいらつしたわけでありまして、有澤さんなどはその当時野党の推薦する学者として入った、このように私は理解をしているわけでありまして、そのとおりであったかどうか。

○政府委員(牧村信之君) 人事の問題でございまして、正式な推薦というふうな形であったかどうか、私よく存じ上げないわけでございますけれども、御意見としてそれをいただいで、当時の科学技術庁長官がそれを入れられ原案に盛って国会の御承認をいただいたというふうに私も聞いております。

○塩田啓典君 今度新しい原子力委員会あるいは原子力安全委員会ができて、そういう委員の方が選ばれたわけですが、これは国会が決めるわけなんですけれども、国会が決めると言っても、やはり科学技術庁長官がある程度原案を出すわけですが、そういうときに、やはり第一回の原子力委員会の委員が選ばれたように、野党の意見も聞いて、野党の推薦する学者も何名か加える。ぱっと決めて議運に書類が回ってきて各党どうかという、そういうようなことではなしに、野党もいろいろの党があるわけですが、もちろん野党

間の合意も必要なのでありますけれども、野党の推薦する学者も何名か加える。ひとつ野党さん、だれかい学者がおれば推薦してくださいと、これぐらいの私は姿勢であるべきじゃないかと思うんですが、やはり科学技術というものは、これはもうイデオロギーとは関係ないわけなんですから、やっぱそういう意味から、私は熊谷科学技術庁長官としては英断をもってそのようにすべきだと思いますが、そういう気持ちがあるかどうか、ひとつ。

○国務大臣(熊谷三郎君) この件につきまして、たびたび御意見も承っておりますし、その都度お答えしているところであります。安全委員会の人選につきましては、非常に決まり切ったことではあります。いろいろの観点が必要でございまして、そういう観点に基づいて大方の御信頼が得られるような人を選ばねばならぬと、一応候補として選ばねばならぬと、このように考えているわけでありまして、その際におきまして、いろいろの方面から御推薦も当然あること存じますが、その際野党からの御意見がありまして、そういう点を、野党であるからどうか、もちろんそんなことは考えずに御推薦も受け入れてまして、そして十分ひとつ検討させていただきたい。しかるべき理由によって決めてまいりますから、御推薦いただいた人が果たしてどうなのかどうか、これはただ野党だけじゃありません。いろいろな面から御推薦がありまして、そういう御推薦は非常に広い気持ちで受け入れてまして、そして十分検討させていただきたい、これだけは申し上げることができると考えます。

○塩田啓典君 それから原子力委員会、安全委員会のもとで審査をする伊安審のメンバーは今度もふえるようでありまして、このメンバーの選定の方、これはこの前の委員会では、どうしても原子力安全局長が目を通して、これはもう原子力安全委員会というものが中立性を発揮するということも、現実には科学技術庁のやはり選定になっちゃうわけでありまして、私は伊安審のメンバー

の選定というものが非常に大事だと思うんです。いままで国民が安全に不信を持ったのは、やはり原子力委員会あるいはそのもの伊安審のそういう安全だということに不信を持ったわけで、本当に信頼される安全委員会であり、また安全審査会でもなければいけないと思うわけでありまして、そういう点で、このメンバーを公平に選ぶためにも選定のルールを決めるべきではないか、それが一点。

それから、問題の原子力発電所を審査するという場合には、その地元住民が推す学者を何名かこのメンバーに加える。地元住民と申しまして、いろいろな住民の方がいらつして合意のむずかしい問題であるならば、住民の代表であるその地域の市町村議会が推す学者も何名か加えるようなルールにしてはどうか、これはどうですか。

○政府委員(牧村信之君) 伊安審のメンバーの選定に当たりましては、当然原子力安全委員会の御意見を承りつつ、内閣総理大臣の任命でございまして、科学技術庁がその大臣を補佐する事務局的立場から、安全委員会の意見を尊重しつつ選任してきておるわけでございまして、今後その方法でまいりたい、したがって、科学技術庁が勝手に決めるというふうなことではないということとは言えるかと思っております。

そこで先生の御指摘の、そういうような審査会の先生の決め方に当たってルールを定めたらどうかというお話でございまして、一つは、ただいま申し上げたのも、安全委員会の意見を聞き安全委員会の意見を尊重して決めていくというのが大原則ではございますが、そのほかにあらかじめ具体的なルールを定めて委員を任命するということは、人事の問題でもございまして、私どもの考え方は、この審査会は広く各専門分野からわが国の最優秀の学者あるいは学識経験者を委員にお願いたしますということを念願しておりますが、それを具体的にルールを決めてやっていくというのは、なかなかむずかしい段階にあるんじゃないかというふうに考えられる次第でございまして、

それから第二の御指摘の、関係地方議会の推薦される先生を入れたらどうかということでございますが、この安全専門審査会は、審査に当たりましていろいろの部会に分かれたりいたして審査をするわけでございまして、最終の決定は全体でするというふうなこと、あるいはある時期におきまして非常に多くの発電炉の審査等を担当するということのようなこともございまして、そういうような関係で、なかなかその特定の炉の所在する市町村等の方からの推薦を入れるというのは、いまの段階でなかなかむずかしいんじゃないかというふうに考えるわけでございまして。

なお、しかしながら、これは予算の関係もございまして、東京在住の先生方が多いわけでございまして、私も、私どももいたしましては、各地方にいらつしやる先生方をできるだけふやしていきたいというふうなことは考えておりますが、先生の御指摘の、特定の市町村の長の推薦する先生というものをに入れるのはいまの段階でなかなかむずかしいんじゃないかというふうに考えておる次第でございまして。

なお、私どもの考え方としては、地元の方々の御意見を聞くという観点であれば、現在、新しく発足する安全委員会におきましては二回に分けて公聴会、公開ヒヤリングをやることを考えておりまして、そういうような際に、十分地元の意見を取り入れて対処してまいるのがいまの段階においてはいいんじゃないかというふうに考えておる次第でございまして。

○塩田啓典君 じゃもう時間がありませんので質問を終わりますが、非常に、いまの御答弁には全くわれわれは納得できません。やはり原子力安全委員会のメンバーの選定、それとまた同じようにこの安全審査会のメンバーの選定、そういうものは非常に大事でございまして、この点は今後検討してもらいたい。本当地域の住民の人からも信頼される者でないと、科学技術庁から見ても、やはり地域の方からも

信頼される者でなければ意味はないと思うんです。そういう点を今後検討していくということを経官から答弁をいただいて終わります。

○国務大臣(熊谷三郎君) いろいろな点につきまして御意見のありました御趣旨については、十分ひとつ慎重にまた今後検討いたしまして善処いたしたいと思います。

○佐藤昭夫君 後刻通産大臣に質問をいたしますので、それに先立ってまず通産省に若干の問題についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

前回の質問で、今度の法改正によれば、通産省における安全審査の体制が現行の原子力委員会のもとでの安全審査体制より後退をする姿となっているのではないかと問題を、さまざまな側面から前回のいろいろ指摘をしてきたつもりです。たとえば安全審査と通産省の側の技術顧問会、片一方は法定で片一方は非法定。また人数から見ても、現在原子力委員会のもとで基本設計の審査を担当しておられる専門審査委員三十名、それに協力しておられる調査委員三十名、これに対して技術顧問会の方は基本設計審査を新たに行うということによる技術顧問会の増員をされるのは十八名にすぎないということであるわけですし、あるいはまた行政庁の科技庁の原子炉規制課、これが通産省の原子力発電安全第一課、ことと対比をしても明瞭だという問題とか、それから安全専門審査会なり技術顧問会、ここで御苦労を願う学識経験者の皆さん方の手当てという点で見ましても倍からの手当の額の違いがある。こういう点は、やはり勢い学者を遇する道としてどうなんだということも指摘できるというところをいろいろ挙げておつたんですけれども、なおもう一つお尋ねをしますが、安全審査会なり技術顧問会なり、いろいろ仕事をなさる上での手当ては違つた、会としてのいろいろな活動費というものが当然予算上あると思ふんですけれども、通産省、ちょっと事前にお聞きをしたところによりますと、通産省ですと現在三百万円ぐらい、これが法改正が行われますと四百万円ぐらいになるというふうにお聞き

をしたんですけれども、この数字でよろしいですか。

〔委員長退席、理事堀出啓典君着席〕

○政府委員(武田康君) 私どもの方では顧問の先生方いろいろお願ひし、その設計の審査等々につきまして御意見を出していただく、同時にたとえば現地を見ていただくようなケースもございまして、現場でございしますが、あるいは会議の費用等々がございします。そういう費用がございしますけれども、先生方にお礼として出す手当を除きまして、いわば現場を見ていただくための旅費、それから会議費等といういわば活動費、これは五十二年度約二百九十万、そして五十三年度が三百六十万でございまして、大体二割ちょっとアップでございまして、一方、手当の方につきましては、これは基本設計といひますか、規制法二十三条の関係の審査が……

○佐藤昭夫君 手当の方はいいです、この前お聞きしましたから。

そうしますと、五十二年度二百九十万、法改正がもし行われれば三百六十万、基本設計を担当する新たな仕事に伴う当然新しい仕事が出てくる、それに見合うものとして七十万ぐらいの予算上の増額措置がやられておるといふことになっておると思ふのですが、どうなんですか、片一方科技庁ですと、数字もらつておられるのですけれども、ちょっとこの複雑な集計になつておられるのでよくわからないのですけれども、いまの御質問をされている活動費という点で見ますと、現在原子力委員会のものとでの安全審査を審査会の方々が行つていただくための活動費の予算上の措置はどれくらいになつておられますか、おおよそでいいです。

○政府委員(牧村信之君) 先生のおっしゃいます活動費というものはつきりわからない面もございしますが、委員の方が会議に参画していただく旅費並びに委員手当てで申し上げますと……

○佐藤昭夫君 手当はいいです。いろいろな調査活動をやつたり、あるいは必要な現地視察をした、こういうことがあるでしょう。

○政府委員(牧村信之君) 平年度ベースで予算がわかりにくいのですが、五十一年度は、これは原子力委員会の活動におきましてあれでございします。委員等旅費あるいは諸謝金、庁費、こういうものを含めまして千五百万でございします。これに引きかへまして安全委員会が発足いたしました際には、委員等旅費といたしまして千六百万並びに諸謝金、庁費が五千七百万でございしますが、この五千七百万といひますのは、予算上炉安審だけの経費として予算区分できておりませんので、安全委員会の全体の運営費とお考えいただきたいと存じます。

○佐藤昭夫君 どうも私が事前にいたしておる数字との違いがあるんですけれども、こういうことになるのじゃないですか。いわゆることしの五十三年度科技庁原子力関係予算概要というものを前に当局からいただいておりますわけですが、その中のいわゆる安全審査のダブルチェック、こ

ういう項目で五十二年度二千九百万、五十三年度六千万、こう組まれておるわけですから、ここから委員手当てとかそういうものを引けば大体この活動費のものが出てくる。だから、きちつと正確なところの数字はもう一遍ひとつ後日いただきたいと思ひますけれども、たとえば五十二年度については委員手当て三千三百万で、それから委員等の旅費八百五十万。ですから、これ大体合わせると二千五百万から二千二百万ぐらいのことかと思ひますが、それを二千九百万から引けば、大体七百五十万ないし八百五十万というのが安全審査会の活動費だということになるだろうというふうに私は思ふんですが、その数字はまだ出していただいてありません。私が指摘をしたいのは、この対比でも、さっきの通産省の方の技術顧問会、この手当てのけて、いろいろ仕事をなさる上での活動費、これが、新たに基本設計も担当するというところ、どれだけ予算上ふえてくるかといひますと、数十万ですね。それが従来は十倍ぐらいの規模で原子力委員会のもとでの活動がやられていた。こういう点でも明らか後退があるんじゃない

いかということ、私はあわせて指摘をしておきたいわけですが。

ですから、この前の委員会以来、さまざまな側面から——この側面から見つた、通産省に基本設計、安全審査が移行をする、このことによつて安全審査体制が強化をされますということは何一つない。どの点から見つた後退が起つてくるのかという点から見た、目的と一体沿うていかないわけですが。

それから次の問題ですけれども、さっき堀出さんが原子力委員ないしは安全審査委員の人の選の問題に触れておられましたけれども、逆にお尋ねをしますが、通産省のもとでの技術顧問の方々はどういう人選方法をやつておられますか。

○政府委員(武田康君) 私どもも願ひしております技術顧問の方々は、従来から、審査なり検査なりに当たつて、その必要な御意見を伺う。それも、私どもでは処理し切れぬ、あるいは御意見を伺わないとちよつと判断しきれぬ、または判断に迷うというような問題につきまして、専門的かつ高度な御意見を伺うという趣旨でお願いしておるわけがございまして、そういう趣旨と、それから安全確保の重要性ということから、高度な専門的知識をお持ちであり、かつ公正、中立的な判断を下していただけるような方と、そういうことで、原子力の安全に關係する各専門分野についていろいろ研究をされ、あるいは学問的に掘り下げておられる方をお願いしておるわけがございします。

○佐藤昭夫君 何も、そんな置いておる目的を聞いておるわけじゃないんです。原子力委員会の方は、さっきからのお話で、科技庁事務局が、原子力安全全局が人選の案をつくらせて原子力委員会に提示して、そこでも意見を求めながら最終的に総理任命と、こうなるというわけでしょう、原子力委員の場合には国会承認と、こうなつていくわけですから、通産省の技術顧問会の実際の人選の仕方はどうなんですか、ということをお聞き

る。逆に言えば、通産大臣の任命だけでしよう。
○政府委員(武田康君) 私どもでもお願いしておりますが、通産省の行政といたしまして、こういう判断をするというときにはいろいろお知恵をおかりするわけでございまして、したがって、役所として大臣からお願いすると、こういうこととさせていただきます。

○佐藤昭夫君 私は、現在の原子力委員会のもとでやられておる、先ほど来話が出ています専門委員の方々の人選のやり方、これが決まっていって思っていないんです。思っていないんですけれども、それと比べても、なおかつ通産省のこの顧問会の人選のやり方というものは、まことに行政庁の判断一本だけでやっていると、やり方ではないかというところを指摘しているわけです。

そこで、ひとつ長官にお尋ねをいたしたいと思えます。それから通産省は、後刻、大臣が来られますので、そこでお尋ねをいたしたいと思えますが、本当に安全審査にとつて非常に大事な仕事をしていたく経験者、たとえば安全審査会、技術顧問会、こういうものの人選の仕方について、現在日本の学者を総括的に代表をする組織として、私、日本学術会議があると思う。この日本学術会議のもとには原子力問題の特別委員会なんかもあるわけですし、公正、民主的に今日の日本の原子力に関する科学技術の英知を集める、そういう意味でやはり学術会議の御意見も十分聞いて人選を進めるといふ、こういう積極策をとられるべきではないかというふうに思いますが、

〔理事堀田啓君退席、委員長着席〕

原子力委員会ないし安全委員会の関係の部分についてはまず熊谷長官、御意見どうでしょう。

○国務大臣(熊谷太三郎君) いろいろ御発言がありましたが筋につきましては、十分考慮しなければならぬと考えております。先ほども申しましたように、いろいろの観点から、そういういろいろな点に十分合致されました方を推薦することにしたとしておるわけでありまして、その人選に当たりましては、特に特定の団体から意見を聞くという

ことではなく、なるべく広い範囲の方々の御意見を参考しまして、各界の人材を考慮に入れ、なるべく多くの方々に御信頼の得られるような人を推薦いたします私の責任として考えてまいりたい、このように考えるわけでございまして、十分そういうふうな考え方で、いま、ある団体からどうこうということをごで明言するわけにはまいりませんが、あらゆるそういう権威のある人たちの中から選んでまいりたいということでありまして、そういう趣旨で進めてまいりたいと考えております。

○佐藤昭夫君 広い観点から選びたいと言われている、その抽象的な部分はいいんですけれども、長官、学術会議を特定の団体と言われましたね。特定の団体ですか。何か特定の考え方で集まっているという団体ではないでしょうか。ちゃんと法律のもとで認められておる日本の学者の代表機関、そうして一人一人が選挙権を持って、投票という形によつて学術会議の各級役員が選ばれておるといふ、こういう日本の学者をいま網羅的に代表し得る機関として言へば、いま日本で何がそういう学者の代表機関かと言へば、学術会議が一番ふさわしい位置にあるというふうに私は思っていますけれども、特定の団体だと言ひ方をされますと、私はちょっとそのいまの長官の表現にはこだわりますね。それは撤回してもらふ必要があり

ます。
○国務大臣(熊谷太三郎君) 撤回でも何でもいたしますが、私が申し上げましたのは、何も学術会議を特定の団体というつもりで申し上げたのではありません。
○佐藤昭夫君 いや、私はそう聞いたんですから……

○国務大臣(熊谷太三郎君) したがって、学術会議を特定の団体と申し上げたということが適当でないというところであれば撤回いたします。

○佐藤昭夫君 それでは再度お尋ねをいたしますけれども、私は、学術会議の性格というのは、いま申し上げておるようにならざるを得ないわけなんです

す。それで長官どうなんでしょうか。たとえば安全審査会、お願いをする委員の方々の選任に当たっては、何も学術会議の意見に一〇〇%従いなさいということ、機械的なことを言っているわけじゃないんですけれども、そういう学術会議の意見なんかも十分考慮に入れるという方向で、今後の人選についてはひとつ広く検討していただくという点についてはどうですか。

○国務大臣(熊谷太三郎君) 重ねて申し上げますが、原子力安全委員会の委員の人選に当たりましては、その任務の重要性にかんがみまして、先ほども申しましたように、一般から——これも適当でないかもしれませんが、中立的と思われる方、しかも安全について専門的かつ大局的な見地から政策判断を行い得る人材を充てる必要があると考えているわけであります。したがって、どういふ団体、こういう団体ということにとらわれず、聞くべき意見があれば広い態度でいろいろな御意見をひとつ承りたい、このように考えるわけでござい

ます。
○佐藤昭夫君 しつこいようですけれども、どの団体、どの団体ということにこだわらず、広く意見を求めていくんだということでありまして、学術会議の御意見も——だけというわけじゃない、学術会議の御意見も組み入れて、この種原子力についての広く英知を集めるという点でのこの種問題の人選については対処をしていくという点についてはどうですか。

○政府委員(牧村信之君) ただいま大臣が御説明したとおりでございますが、若干補足させていただきますが、そのような安全委員会の人選に当たって、御意見があればそういう点は十分承っていると考えております。

○佐藤昭夫君 通産省の方は後、大臣にこの問題をお尋ねします。

それから通産省にもう一つお尋ねをいたしますが、きのう事務当局の方が来ておられたときにお尋ねをしておりますと、技術顧問会の名簿です

ね、これは発表できませんというふうに言われているんですけれども、本当に発表できないんですか。

○政府委員(武田康君) 私どももお願いしておりますが、技術顧問は、性格的に申し上げますと、原子力発電所の審査、検査、私どもが行政庁として実施するに当たりまして、いろいろ技術上の諸問題につきまして御意見を聴取するという……

○佐藤昭夫君 いや、いいですよ。発表できるのかできないのかと……
○政府委員(武田康君) 私的諮問機関でございまして、そういう顧問会の性格、それから各顧問の方に率直な御意見を言っていたというふうな観点から、実は顧問会の名簿の公表については従来からも差し控えていたものでございまして、今後とも差し控えていたでございまして、思っております。

○佐藤昭夫君 科技庁の方はどうですか。
○政府委員(牧村信之君) 原子力安全専門審査会の名簿につきましては、これは内閣総理大臣任命でございまして、当然従来とも公表してきておるところでござい

ます。
○佐藤昭夫君 調査委員。
○政府委員(牧村信之君) 調査委員についても何ら御報告するのは私ども差し支えないと考えております。

○佐藤昭夫君 そうしますと、同じ安全審査を担当する科技庁における、名簿公表の問題に限って言えば、科技庁のとられる方法と、通産省のとられる方法と重大な違いがある。これは単に違いがあるというだけじゃなくて、本当に国民に開かれた原子力行政を進めていくという上では、私は技術顧問会の名簿が公表できぬというのはどうしても納得できません。これは委員長、一遍、理事会でこの扱いについては協議をいたさないとはい

います。
それから次に、原子力の安全性研究の問題、この安全性研究をどう行政に生かすかという点で幾つかお尋ねをしたいんでありますが、一つは、今

度基本設計審査が通産省へ移るといふことに伴つて、何か通産省独自の研究機関を持たれますか。

○政府委員(武田康君) 今度の一次審査の私どもへの移管に伴つて、特に新たな研究機関を通産省内に設置するという考え方はききよう現在持っておりません。

○佐藤昭夫君 科技厅の方にもお尋ねをしますけれども、現在原子力研究所でさまざまな資料もいただきましたけれども、大きく言つて工学的安全研究、それからもう一つの柱として環境安全研究といふことで、原研での研究活動がやられていくわけですから、この工学的安全研究の内容と内容としての反応度事故の研究とか、冷却材喪失事故の研究とか、この種研究は原子力の種類としてはどの種類の原子炉を対象にしたものですか。

○政府委員(山野正登君) 軽水炉を対象に考えております。

○佐藤昭夫君 そうしますと、今度の法改正の一つの理由づけに、いわゆる発電炉はこれは今日完成された原子炉になっている、技術的に、こういう理念が前提になつてこの安全審査、安全規制は開発官庁がそれぞれつかさどる、こういう法律の定義の仕方になつてきておると思うのですが、通産省、どうなんでしょうか。現に原子力研究所で、たとえばさつきもありましたように冷却材喪失事故、ですから事故が起こつたときに緊急冷却装置が思いどおり正確に動くかといふことも含めての研究ですね、これいまや国際的にもやられてゐる。わが国の原子力研究所でもやられてゐる。そういう研究をしなければならぬ現在の軽水炉については工学上の現在進行段階だと思ふのです。そういう状況のもとで、軽水炉はもうこれは完成された実用炉だと、こういう断定ができますか。

○政府委員(武田康君) 現在の軽水炉は確かにいろいろな点で改良の余地がございます。その意味で、完成といふのがもう手を加える余地がゼロであるといふような御趣旨であれば、完成されたといふ言葉を使うのはやや問題であらうかと思ひます。

す。ただ一般社会常識といひまして、現に経済的にあるいは実用に供して一向差支えなと、そういうような意味ではすでに完成された実用炉であると、こう言つていいかと思ひます。なお、原研等ではいろいろ安全性、信頼性の実験等をなさつておられます。そういった実験結果の成果は、これは原子炉の設計そのものに使われる場合もござい

ますし、原子炉の安全評価という、評価をよりよくすることに使われる場合もございしますが、これらにつきましましては、通産省としても原子力研究所の成果でも、これは一つつばな成果のわけでございますので、通産省の傘下にはございませぬけれども、もちろん活用させていただきますと、こういうことでございします。

○佐藤昭夫君 ただ、いま御答弁なさいましたけれども、あなたの御答弁の中でも触れられておるうちに、厳格な意味での完成された実用炉という、こういう段階まで今日来ているといふふうには必ずしも言えませぬといふふうに出ておられるわけですから、そうしますとどうなんでしょう、今度の法改正の提案、この考え方の前提になつてゐるこの種原子炉は開発官庁がつかさどるという、ここに矛盾は起こりませぬか。

○政府委員(武田康君) 先ほどの私の御説明あるいは不足だつたかと思ひますけれども、完成されたといふのが、全く手を加える余地がないといふふうには解すればいいことと仮定で申し上げたわけでございます。私もといたしましては、手を加える余地はあるけれども、実用炉かどうかという点であればすでに完成された実用炉と考えていいと考えておるわけでございます。

○佐藤昭夫君 もう時間ですから。

○委員長(藤原房雄君) これより河本通商産業大臣に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○吉田正雄君 それでは、このたびの原子力基本法等の一部改正に関する法律案について通産大臣に若干の点御質問をしたいと思います。

この改正案の提案理由説明では、「原子力開発

利用の推進に努めてきたところであり、必ずしも期待どおりの進展を見せていない状況にあります。」と述べて、「このような状況を打開し、今後とも原子力開発利用を円滑に推進していくためには、原子力に対する国民の信頼を確保し、国民の理解と協力を得るために、さらに万全の努力を払うことが必要であります。」と、従来の原子力行政のあり方について反省をいたしておるわけです。

そこで、国民の信頼を得られなかつた最大の理由が何であるといふふうに通産大臣はお考えになつておられますでしょうか。

○国務大臣(河本敏夫君) 御案内のように、原子力発電の目標も昭和六十年六千万キロ、さらに四千九百万キロ、また三千三百万キロと、ここ三年ばかりの間に三回にわたつて目標を縮小修正をいたしておられます。これはやはり立地問題が思うようにいかなかつたといふことでございまして、立地問題がうまくいかなかつたという最大の理由は、住民との間の対話が不十分であつた、コンセンサスを得るに至らなかつた地点が相当あつたと、こういうことでございします。でありますので、さらにこの原子力の平和利用を進めます上におきまして一番大事なことは安全であるといふこと、安全性の確保の問題、環境の保全の問題、こ

ういふ問題につきましましてさらに一段と通産省といひまして努力が必要であると、このように考えております。

○吉田正雄君 おっしゃつたことは、言葉の上では当然だと思ふんですね。この中でも、あるいは従来も反省をされてきた点として、開発が先行して安全性を軽視をしておるといふ、まあいま大臣は、平和利用を進める上で一番重要なことは、この安全性の確保といふこととそれから環境問題だと、こ

ういふふうにおっしゃつておるんですが、そういう点で安全性が軽視をされておる、軽視をされておるといふよりも、安全性の確保が前提であるといふ原子力平和利用のこの大原則といふものがなおざりにされて、もっぱらエネルギー問題

に藉口したりあるいは不況対策に名をかりたりして、しゃにむに原発といふものを推進してきたといふ批判を国民が強く持つてゐるわけですね。これは私はやはり最大の理由だらうと思ふんです。

そういう点で、じゃ具体的に一体今後どのようにしてその国民の批判にこたえていくのか、何か具体的な考え方なり、あるいは特に通産省に対する開発優先といふ、こ

ういふものに対する大臣の所見といふものをお伺ひしたいと思ふのです。

○国務大臣(河本敏夫君) 少し私の説明が不十分であつたと思ひますが、安全性の確保と環境の保全に対する通産省としてのPRが不十分であつたと、こ

ういふことだと思ひます。今後はその面ですらに一層徹底をさせていきまして、そして住民各位の理解を得たいと思ひます。

○吉田正雄君 大臣はいまPR不足だといふふうにおっしゃつたんですけれども、私は通産省のPRが不足をしてゐるといふ点でいま申し上げてゐるんじゃないんです。PRが不足だつたから国民の理解が得られなかつたとか、あるいは協力が得られなかつたといふことではなくて、基本的にやはり安全性といふものが確保されない、確認をされない、そのことを指しておるわけなんです。また環境問題もわかりです。決して現状では安全性といふものは正式に国民によつて認知をされてい

ない。この現状といふものを一体通産省がどのように受けとめてゐるのかといふ、この点がきわめて私は重要だろ

うと思ふんです。これは後ほど、地域住民の意見をどう吸ひ上げるかといふ点についても大臣の考えも聞きたいと思ふんですが、いづれにしても、そういう批判があるといふことを私は大臣として十分受けとめていっていただきたいと思ふんです。

そこで、今回の法改正に触れてお聞きをしたいと思ひますけれども、行政機関における安全規制行政の一貫性を確保し、その責任体制を明確にする必要があることにかんがみ、実用発電炉については通産大臣が一貫して原子炉の設置及び運転に関する規制を行うことになつてゐるわけですね。

そこでお聞きをしたいんですけれども、まず、通産省が安全審査規制というものとそれから設置許可の両方、つまり開発、推進という、こういう一見性格の相反するといえますか、そういうものを同時にやっていくことになるわけですか。このことが逆に言うに従来国民の批判が強かったわけですね。開発が優先して安全性が軽視をされてきたということなんです。ところが今度の法改正によると、それをむしろ厳重に分離をしていくべきだという批判があるわけなんです、そういう点でダブルチェックということが盛んに言われているんですけれども、ところがダブルチェックというよりも、むしろ一次的に通産が安全審査をし、さらには設置許可もしていくということになりますと、推進と規制というものを同一人格者が行う、そこには何か企業に偏った原子力行政ということが行われるんじゃないか、安全性というものが無視をされるんじゃないかという国民の不安、批判というものは、私はむしろこの法改正によって大きくなるんじゃないかというふうに思っています。そういう点で、矛盾といえますか、そういうものについては大臣はどのようにお考えになられているのでしょうか。

○国務大臣(河本敏夫君) 今度の法改正でいま御指摘の点が一番大事な点だと思えますが、そこで通産省といたしましても、原子力行政を進めます際に顧問会議というのがございますが、これを拡充をいたしまして、人員もほぼ倍近くにふやすつもりでありますが、この意見を聞きながら安全性等の問題につきまして十分配慮しながら進めますと同時に、いまお示しのダブルチェックの問題であります、安全委員会の御意見も十分聞いて万全を期していきたいと考えております。

○吉田正雄君 先ほど来の質疑の中で、科学技術庁の方としては、科学技術庁の方の安全審査の分野といふものが守備範囲というの、基本設計の分野といふものが大体主である、詳細設計については特に必要がある場合やることもあるというふうな、その辺余りはつきりしてないんです。そうなりますと、今度法改正に伴う通産省の体制の中で、果たして詳細設計についての安全審査というのが一体どこまでやられるのか、私は非常に疑問だと思ふんです。先ほどの科技庁の答弁では、そこまではとても手が回らないということも一つの私は何か理由であつたと思ふんです。そうなりましますと、安全審査をまさに任務とする原子力安全委員会の原子力安全審査会がそのままでのチェックといたうのがなかなか手も回らない、まあ政治は妥協であるというふうな質問のあれもありましたけれども、そういうことになりましたと、むしろ安全審査会が本来のものは法改正の趣旨に基づく安全審査について手を抜く結果になるというふうに思ふんです。そういう点でいまの、いまのと言ふよりも今度の新しい体制の中で、本当に私は通産が基本設計から詳細設計あるいはその後の運転等全般にわたって、一体チェックできる体制があの機構、予定をされている機構やスタッフによって果たして行い得るのかどうなのか非常に心配なんです。その点は私は先ほどの科技庁の答弁についても、むしろ非常な不安を感じたわけです。そういう点で、その辺どのようにお考えになつておられるか。これは大臣ちよつとあれでしたら私は武田審議官でも結構だと思ふんです。

○政府委員(武田康君) 今度の法律改正が行われますと、基本設計につきましては一次審査が通産省に移るわけでございます。詳細設計以下運転までにつきましては、従来からも電気事業法に基づきまして通産省でやっていたわけでございます。設計、規制法二十三条の關係でございますが、これを引き受け受けすべく、体制として課の増設を図り要員の増強を図り、先ほど大臣からもお話しございましたが、顧問会の拡充を図るということでございます。詳細設計につきましては従来どおりのことでございますので、これは私も十分できると思っておりますし、一方、基本設計、第一次審査につきましても十分引き受けし得る体制かと思つておられます。

なおダブルチェックで、詳細設計段階以降になりますと、基本設計段階で重要なことと御指摘になつたようなことその他につきまして、今後とも新しい体制の場合には安全委員会の方にいろいろ伺いを立てるといふことが起こらうかと思ひます。ただ、先ほど科技庁の方からもお話しございましたけれども、細かいことを一々、いわば時と場合によれば事務的になるようなことまで一々安全委員会に伺いを立てていたんでは、非常に大所高所から御判断いただく安全委員会の機能を時と場合によれば損なうおそれもあるというふうな懸念がないでもございませぬ。そういうような意味で、重要なことについて何うかというふうなことを今後とも続けることにならうかと思ひます。したがいまして、安全委員会が手が回らないとかそういうこととじゃございませぬで、安全委員会にやっていたことよりなことを安全委員会にいろいろ伺いを立てるといふことでございまして、行政部門として判断できる、そこだけで判断してもいいようなことにつきましては、詳細設計以降通産省だけで判断するといふことが起こらうかと思つておられるわけでございます。

○吉田正雄君 ダブルチェックの問題は、私が当初からいろいろ聞いてきておるんですが、科技庁の説明でも通産の説明でも、一面わかつた感じがして、またどうも考えてみるとよくわからない点があるんです。たとえば基本設計について考えてみても、ダブルチェックと言ふんですけれども、全く同じ基準でチェックをするんだつたら私はダブルチェックの必要はないと思ふんです。やはりダブルチェックの必要性というものは、たとえば通産の場合ですと、どうしても開発に力がかかり過ぎる。そこでは企業の採算性というのやばばり考慮をしないかきやいかぬというふうなことで、ややもするとそういう弊に陥りやすい、その心配を科技庁が純粋に科学的な観点からチェックをしていく必要があるんだと、つまりそこでは安全性というものが今度は最優先をされる。そこにやはり私はチェックの視座の相違というものが当然出てきてしまふべきだし、そうでなきやダブルチェックの意味がないと思ふんです。全く同じ基準で同じ視点で同じ評価のやり方でダブルチェックをやつてみたつて、そのことは同じ結果しか出ない。それは科技庁は単なる追認にすぎないと思ふんです。そういう点で、私はこのダブルチェックのあり方については、科技庁のいままでの答弁ですとどうも納得し兼ねる点があるんです。きょうは通産大臣に対する質問ですから、そういう疑問をいまだ解消してないということをお聞きをいたして、次回その点についてまたお聞きをしたいと思ひますから、その際御答弁をいただきたいと思ふんです。

そこで大臣に統いてお尋ねをいたしますが、私は電源開発のあり方とそれから電気事業者に対する通産省の指導のあり方についてお聞きをいたしたいと思ふんです。

まずは、エネルギー総合計画がしばしば、ただいま大臣もお答えになりましたように改定をしなければならなかつたわけですが、電源開発が予定どおり進まなかつた最大の理由ですね、これは先ほど安全性の問題とか立地問題、いろいろあつたわけですが、そのほかにも私はいろいろ理由があると思ふんです。

まず、大臣も御承知のように、実はこれは新潟における地元の新聞です、あるいは全国紙等でも報道されておりますけれども、電力会社による供応、贈賄事件というものが報道されておるわけですね。たとえば、先般中部電力の芦浜原発に絡んで町長や電力側に逮捕者が出たり、あるいはつい先般の新潟県の巻町の近くにありまして東北電力の角海浜原発、通称巻原発と言つておりますけれども、ここでも町議二人と電力側二人が送検をされたということがあつたわけですね。地元の新聞も指摘をしておりますように、こういうことを言つておるわけですね。エネルギー危機、不況対策を強調する余り、国も電力会社も原発建設が住民の理解と納得のないまま、しかもその安全性が正式に認知されたとはいえない段階で全国的に推進され

ておる、そして反対運動が続いておるんだ、こういうふうな言っておるわけだ。で、巻の実態ちよつと申し上げますとこういうことなんですね。この前もこの委員会が質問したんですが、警察庁の方も、たゞいま捜査段階である、送検した段階だからこれ以上詳しいことは言えないというふうなことだったんですが、新聞でこれだけ大きく報道されておりますように、相当詳しく報道されておるわけですよ。それから私のところにも地元の方からいろいろの情報が入ってきております。

かいつまんでその状況を申し上げますと、東北電力が益壽に議会の有力者にノリであるとかあるいはサケのかすづけ、こういうものを贈つておる。あるいは昼食時や夕食時に議員やあるいは自治体の幹部等に対して食事をしたりビールを出す。こういうものが儀礼上当然だといふふなことで今日まで行われてきておる。このことをまた東北電力の新潟支店の幹部が公言をいたしておるわけですね。これは儀礼上当然だ、こういうふうなことを言っているわけですね。そしてさらに一般市民に対して一人三千円から四千円の会費で、福島原発視察に名をかりて会社持ち出しの観光旅行というものを何台も連ねて行っているわけですね。さらに見物としてならないことは、これももう公然の秘密ですけれども、推進派有力議員や幹部は数十万円の活動費を持っており活動しておる、こういう事実が指摘をされておるわけですね。したがって委員会においては、議会の原案誘致に関する特別委員会では、安全性についてはほとんど議論もされず、誘致を形式上の論議の末多数決で決めておるわけですね。そして議会は九十九億円という膨大な地域開発協力金というものを要求しているわけですね。これに対して東北電力は、額はともかくとしても協力はする、要請に応ずるのが当然だということを言っておるわけですね。これは私は大変なことだと思ふんです。こういうことから、電源開発には従来から黒いウサギが常に流れておったし、その根底には政府や電力会社に、金で解決するという考えが非常

に強いものがあるのではないか。また、従来もそういうことが指摘をされてきたわけですね。特に私は許せないと思ふのは、ちよつと先ほど申し上げましたけれども、不況や財源難に悩む自治体の弱みにつけ込んで、金で強引に原発建設を推進する、そういうところから汚職というものが発生してくるだらうし、住民不在、あるいは原子力行政に対する国民の不信というものが私は生じてくると思ふんです。

そういう点で、私は大臣にお聞きをしたいんですけれども、今回検査によってこれが摘発をされたわけですね。電力会社の幹部が、儀礼上当然だ。儀礼上当然であるなら検査の手は入らなかつたわけですね。しかし、検査の手が入ったわけですね。そういう点で、昔からよく言う李下の冠、瓜田のくつといひますけれども、やはりえりを正すべきそういう電力会社が、しかもきわめて微妙な時期にこういうことを儀礼上という、あるいは社会慣行上という理由でやるということ、これはもつてのほかだと思ふんです。そのことが私は国民の不信というものを起しているやっぱ大きな理由だと思ふ。そういう点で、私はそのような電力会社の従来からの慣行と称するものを是正する指導というものが当然あるべきじゃないかと思ふんですが、この点について大臣の考え方を聞かせ願ひたいと思ふんです。

○国務大臣(河本敏夫君) 原子力発電を進めてまいります一番大きな大事な点は、やはり住民との話し合いを十分いたしまして、そしてその理解を得るということですね。いまお述べになりました点についてあせる余り、いまお述べになりましたような汚職、または汚職に近いような行為があるということは大変遺憾に思ひます。またそのようなことをやりますと、結局はおくれてしまふ。やはり急がば回れでありまして、正攻法であくまで住民との間の話し合いを骨身を惜しまず精力的に進めていくということが一番大事な点であらうと考えております。誤解を受けるような点を二、三御指摘になりましたが、そういうことにつきま

しては、そういうことのないように十分電力会社を指導してまいりたいと思ひます。ただ、電力会社が地元に対するある程度の協力をするということは、これは私はある程度は差し支えないのではないかと思ひます。ただ、その場合といえども、やはり経理処理、そういうものは公明正大にきちんとの処理をしなけりやならぬ。いやしくもそういうことによつて誤解が生ずる、そういうことがあつてはいかぬと思ひます。

○吉田正雄君 地元に対する電力会社なり政府の協力という点でも私は幾つかの点で指摘をして、やっぱりそのあり方というものが従前どおりのようない方ではないのかどうか、大臣の考えも聞きをしたいと思ふんです。

そこで、先ほど申し上げましたように、たとへばこの議会の方からは九十九億円という膨大な協力金の要請が電力会社に出されている。私はまた、この要請も若干問題があると思ふんです。若干というよりも、一体その要請が本当に妥当なものなのか、本当に住民の要求に基づく妥当なものであるかどうか疑問なんですけれども、それはさておいて、たとえば先般、これも新聞に報道されておるわけですね、敦賀市と高浜町に、電力会社やそれから動燃、原電などから十二億円の協力金が支払われたわけですね。御承知のように関西電力の高浜3、4号機、これは三月末に電調審を通過をして、いま科技庁の安全審査にかかっているわけですね。まだ設置許可にはなっていないんです。この設置許可になつていない高浜の3、4号機の「新増設の協力をお願いしたことでもあり、会社としても地域振興に」尽くすというふうな名目ですでに金が支払われておる。原電はどういうことを言っているかという、市の財政も苦しいことであるという、協力の名のもとに財政援助をするのは当然だといふふうなことも記者の取材に対して答えておるわけですね。

「住民への見返りの方法として、今のところこれが最上では」ないか、こういうふうなことまで言っているわけですね。いまだ設置許可もおりてい

い、現に安全審査にかかつておる最中に、こういうぐあいに多額の金が協力金として支払われておる。これに対して中川知事はどう言っておるかといひますと、「建設前のことなので後味の悪い思いだ」ということで、そういう金の出し方について暗に批判をしているわけですね。これは電源三法に基づく金なのか。この点は私は通産省に、きようはいきなりですから資料もお待ちでないと思ひますけれども、前にもちよつと申し上げましたが、電源開発、特に原子力発電に絡んで、いままでの電源三法に基づく各地域に対するいろいろな交付金であるとか、そういう金というものが支払われておるわけですね。これを各発電所ごとに各自自治体に対してどのようにこの金が支払われたかといふことを、この電源三法について資料として出したいと思ふんです。同じく科技庁についても、この前、動燃と原研の昨年度と本年度の予算案、これはいただきました。しかし、あんな予算案では詳細わかりません。なかなか予算というものはむずかしい内容を持つておるわけですから、編成をされた皆さんでないと、具体的に、詳細な内容というのはいくつかありません。そういう点で、いま私が指摘している部分だけでも、一体どういふふうな動燃や原電がこの金を支払つたのか。一体どこから支払つたのか。この点について、今度また三十一日に委員会ありますから、それまでに資料というものを提出していただきたいと思ふんです。

というところで、通産大臣、地元の知事までが、そんな金の出し方というのはいくつか問題があるんじゃないかという趣旨の、暗に批判をするような発言までしているわけですね。そういう点で、汚職はこれはもう論外ですけれども、やはり札束で顔をたたいて、有無を言わず原発を推進していくのだという、こういう金力行政そのものが続く限り、本当の意味での住民サイドからの理解も協力も得られない。むしろ、そのことによつてますます私は反対というものが強まっていくだらうと思ふんです。そういう点で、このような電

ならば、反対派の意見を聞くことに最大のむしろ私はこの公開ヒヤリングの目的があると思うんです。賛成者の意見ばかり聞くんだったら聞く必要はないわけです。そういう点で、私は現地に赴いて本当に住民の意見、それはもちろん賛成者の意見も聞く必要がありますが、特に反対する人たちの意見に耳を傾けるという姿勢でなければいけないと思うんです。ところが、どうもその点の認識が私は不十分だというよりも、形式的にそれを行おうと。だから、何かむずかしくなりそうなら、何か暴力的な事態が発生するんじゃないかというふうなことで、公開ヒヤリングをいらない理屈をつけて避けていく、柏崎の場合にはまさにそうです。これは科技庁もいろんな言い分があるでしょうけれども、私も当時まだ新潟におって、それらの問題については十分承知をいたしておるんです。科技庁があつた公開ヒヤリングを開かなかつたという点については、私はこれは重大な瑕疵があると思うんです。ですから異議申し立ても出て、今日まで尾を引いておるわけです。そういう点で、通産大臣に、公開ヒヤリングのあり方なり性格をどのように考えておられるのか、またその姿勢ですね、そういうものについてお聞きをしたいと思うんです。

○国務大臣(河本敏夫君) 原子力発電を進めてまいります一番のやほりポイント、現地の住民の方々と十分な話し合いを労を惜しむことなく徹底的に進めていくことが一番の早道だと、このように思っております。先ほどもその趣旨のことを申し上げたわけでありまして、もちろんその場合は、賛成者だけではなく反対の方々の意見も十分聞く、こういうことがぜひ必要だと、この点については御意見と全く同じでございます。公開ヒヤリングのあり方等につきましても、こういう点を十分踏まえまして検討してまいりたいと存じます。

○吉田正雄君 原研が原子力の安全性に関する総合調査を行ったわけですね。これは委託をして行ったわけですね。先ほど佐藤委員の方からも何か技

術的な面に関して、ちょっとその辺のことを触れられたんじゃないかと思っておりますけれども、私は科技庁なり通産省の中にもし次のような考え方があつたとしたならば、これはきわめて重大だと思つておる。それは何かといいますと、安全性というものを対する技術者の考え方と国民の考え方とは違ひがある。したがって、いままで国民に対するPRの中でもその辺のことを十分知らずにやってきたというところは大きな欠陥であつた。それは推進側としての反省点なんですけれども、その中には、安全はもう当然なんだ、いまさら確認する必要もない。住民が原子力というものについては非常にわかりづらいということがあつた。いまさら安全性について住民がどうも不安だ、不安だと言つてゐるのは理由がない、安全なんですよという考え方ですね、この中に、私は押しつけというものが出てくると思うんです。安全性についての考え方は、確かに技術者の考える安全性というものと住民の考える安全性というものには違ひがあるでしょう。よく専門ばかりという言葉がありますけれども、技術者の考えている安全性というものは、技術者が包括をされるわけじゃない、包含されるわけじゃないわけですね。それはあくまでも技術的な分野にとどまるものです。そういう点で、安全性に対する違ひがあればこそ、なおさら住民の意見というものを聞くことが必要なんです。ところが何かそこをネグつて、当局の考えておるあるいは技術者の考えておる安全性というものを国民に押しつけることが国民に対する安全教育である、PRであるかのようなし考え方に科技庁も通産省もとらわれておるとするならば、そのような立場からの今後の公開ヒヤリングもこれまた何らの功を奏さない。むしろ逆効果になるであらうということを私は心配をするわけです。そういう点で私は、皆さんと違う立場で国民が安全性というものを考えているならば、なぜその分野に入つてその努力をしないのかと思つておる。その点について大臣の考え方

をお聞かせ願ひたいと思います。
○国務大臣(河本敏夫君) 先ほど審議官が答弁をいたしましたように、軽水炉は実用炉としては完成されたものと考えておるけれども、しかしながら理想という面から考えれば、なお技術的にいろいろ工夫を加えていかなければならぬ点があると思つておる。そのことを言ひましたが、私も、そういう観点に立つて話し合ひをいたしますと同時に、たとえば住民の皆さんなども、なぜこの原子力発電は操業率が低いのか、あるいはまた故障がときどき起こるのか、こういうことについてもいろんなやほり素朴な御意見もあらうと思ひます。だから、いかなる点につきましても、もし住民の方々に疑問の点がありとすれば、そういう点につきましましては十二分にあらゆる角度から私どもは話し合ひをいたしまして、そうして安全性について十分なる理解を得るといふことがぜひ必要だと思つております。いま御指摘の点は十分心いたしまして進めてまいりたいと思ひます。

○吉田正雄君 それじゃ、もう一点だけ大臣にお聞きしますが、実はいま柏崎ではこの異議申し立てを行つてゐるわけですね。これは科技庁にどうか、総理大臣に対して行つてゐるわけですね。その法上の手続問題は別にいたしまして、あるいはその法律に定められた正式な異議申し立てに伴う不服審査という意味での公開ヒヤリングでなくて、通産省としては、今度の法改正は行われるわけですから、その精神を生かして、科技庁とは別個に、すでに建設が許可されておりますから、そういう点で通産省に対して、現地住民が意見をぜひ聞いてほしいという要請があつたならば、通産省としては現地に赴いて、これはまた今後の皆さん方が行われる安全審査を進められる上にとつてもきわめて私は重大な参考にならうと思つたので、科技庁に対しては後刻聞きますが、通産省としては、そのような現地住民の強い要望があるならば、それを受けて、法的にむずかしいことじやなく、形式的なことじやなくて実質的にそういう意見というものを聞く、この考え方というか、そ

ういう包容力といひますか、そういうものがあつたかどうかお聞かせ願ひたいと思ひます。
○国務大臣(河本敏夫君) 実は私はその点について詳細承知いたしておりませんので、審議官の方からそれに対する考え方を申し述べます。
○政府委員(武田康君) 私どもも従前から、法律上の立場なり何なりということに別をいたしまして、地元の方々、これは賛成の方であらうと反対の方であらうと、しかるべき人数の方がしかるべき時間、これは相互にお打ち合わせをしなければいけないわけでございますけれども、いろいろお話し合ひをしたというにはできるだけ受け取ることと考えてきてゐるわけでございます。ただ、何分私どもも必ずしも十分たくさん人間がゐるわけではございませんので、したがひまして、そういう方々とお会いし、お話しする機会というのは、あるいは先生おっしゃるやうに不十分であつたかもしれせん。しかし私どもとしては、私どももそういう方々との御相談の上、何度かそういう機会を持つておりまして、私自身も過去数年の間に、恐らく十回ばかりかと思ひますが、何十回か、非公式ではございますけれども、いろいろお話し合ひをしたことがございます。これは、中には賛成の方々もおられれば、中には反対の方々もおられますし、中立の方々もおられたわけでございます。特定の問題につきましてはやはり特定の時期に、相互に折り合うやうなタイミングなり場所なりが決まりませんと実現しないわけでございますが、そういう気持ちを持つてゐるということを過去の例から申し上げた次第でございます。

○吉田正雄君 時間が参りましたので、まだお聞きしたいことはあるんですが、通産大臣に対してはこの程度に、また科技庁関係は次回、これらのものに関連しておりますから、次回までに今度は納得のいく答弁をしてください。もうその場逃れの答弁でなくて、現地住民が納得する、そういうひとつ誠意ある御回答を期待をして、きょうの質問を終わります。

るに当たつて、ただいま通産大臣から技術顧問会を従来よりもさらに強化をしていく、こういうお話でございしますが、これは前々から言われているように、炉安審のように法定化されていないわけでありまして。また、先ほど佐藤委員からも指摘があったように、名簿も公表されていない。炉安審の方は名簿は公表されておる。これは、いままではそれがよかつたのではないかと思うのでありますが、今回通産省の責任が重大になつてきたという点から、やはり国民の信頼を得るためにも、少なくとも原子炉安全審査会のような体制にすべきではないか。少なくともやはり名簿の公表ぐらいはすべきであつて、こういう人がやはり審査してくれるんだから国民は安心をするわけでありまして、どこのだれがやつたかさっぱりわからない、国民の目の届かないところで決められたメンバーが審査をして、それを国民に信頼をしろと言つても、これは私はいけないんじゃないか。そういう点で、この法律改正を契機として、技術顧問会のあり方についても通産大臣として再度検討してもらいたい。これはメンバーの増強だけではなく、いまの名簿の公表の問題、あるいは權威の問題、そういう点も検討してもらいたいと思うわけでありまして、通産大臣は検討する気持ちがあるかどうか、その点をお伺いしておきます。

○國務大臣(河本敏夫君) 顧問會議の運営につきましては、この際十分検討いたします。

○塩田啓典君 それはもちろん私の言つた方向に向かつて検討すると、そのように理解していいわけですね。

それから、こういうメンバーの選定の点につきまして、これは科学技術庁の場合も通産省の場合も、非常に中立的な学者を選ぶ。中立というのが非常にむずかしいわけでありましてね。やはり中立というのはどうなのか。やつぱりある程度推進派の人も反対派の人も、いろんな立場の人があつて、そして論議していく中に論議が深まって、そしてそこに一つの中立的な結論が出るわけですか。

ら、そういう意味で、このメンバーの選定に当たっては、ただ中間を行くような人ばかりというのではなしに、もうちょっと幅のある人選をすべきではないか、このように思うわけでありましたが、その点御意見を承っております。簡単にいい、簡単で。

○政府委員(武田康君) 顧問会のメンバーにつきましては、専門的な能力をお持ちの方で厳正な判断をして下さるような方をお願いしたいと思っております。先ほどのお話の中で、反対賛成、その間の論議が行われてというお話がございましたが、私もどなたもいたしましては、そういうような議論はむしろ、行政懇の御意見の中にもございまして、公開シンポジウムというように制度がいま先生の御指摘のような場になるのではなからうかと、こう理解しているわけでございます。

○塩出啓典君 それから、通産大臣にお尋ねいたしますが、原子力発電所の稼働率が非常に低い、しかも、これが年々向上していきなりいわけですけれども、四十五年からだんだん下がってきて、五十年に最低になって、五十一年にちょっとよくなった、五十二年はまた下がってきておる、こういうことはわれわれも非常に残念に思うわけでありまして、率直に通産大臣としてはどう認識されておるか。私は、安全安全と言っても、幾ら口でPRしても国民は信頼をしない、やはり安全の実績を示していかなくちゃいけない。何も稼働率だけが安全のすべてのバロメーターではありませぬけれども、やはり技術が確立してきたというそういう一つの証拠が当然この稼働率にもあらわれてくるわけでありまして、そういう意味から、稼働率が下がらないような、無理をして上げるんではなしに、慎重にやっておく稼働率もどどん上がっていくような、そういう態勢を早くつくるべきではないかと思うわけでありまして、その点の通産大臣の御意見を承っております。

○国務大臣(河本敏夫君) 原子力発電の稼働率は大体七〇%を目ざして建設をしておるわけでございますが、最近是非常に低い水準になっております。こういう低い水準が続きますと、これはやはり安全性の点について国民の皆さんの理解を得ることがなかなか難しくなると思えます。でありますから、稼働率を上げるためには、よほど工夫と努力が必要でございますが、五十二年の分につきましては若干の理由があったようでございますので、今後とも目標に近づけるようにもっていきたく思っております。

○塩出啓典君 それから、エネルギー問題は非常に大きな問題で、昭和六十三年三千三百万キロワットというエネルギー調査会の目標があるわけで、私たちもそういう目標に向かって努力をすることは必要だと思えます。ただ、現在こういう稼働率がまだ低いという段階においては、三千三百万を達成しなければならぬといつて建設を急ぐのではなく、むしろ安全の技術の確立を図り、そして住民の合意を得られるようなこういう技術の確立というものが現段階においてはより急務ではないか。したがって私は、これからの当分の原子力発電所の建設というものは、いままでの結果をいろいろ分析をして、この部分をこういうふうに改良していく、あるいはさらにこう改良していく、こういう形で、ステップを一步一步積み上げていくようなこういう慎重な建設をすべきではないか、このように思うわけですけれども、その点はどうでしょう。

○国務大臣(河本敏夫君) 原子力発電の目標は、いまお話しのように昭和六十年が三千三百万キロ、六十五年を六千万キロと想定をしておりますが、しかし、たとえば稼働率が当初予定の半分だということになりますと、結局その半分しか実際は達成されなかったことにもなりますので、総合的にいろんな点を考慮しながら、特にいまいろいろ御注意がございましたが、そういう点を考慮しながら最も有効な対策というものを進めていくことが必要かと存じます。

○塩出啓典君 それからもう一点、先ほど吉田委員からもお話がありました協力金十二億円ですね。これは関西電力などが福井県において地方自治体に協力金の形で十二億円を出しておるわけでありまして、こういう点について、通産大臣としてどう考えるのか。と申しますのは、原子力発電所が建設される、ほかの自治体がなかなか受け入れるところもない、そういう受け入れるところには当然それなりの見返りもなければいけない、そのためにいろんな形で協力金を出すということとはこれはいいと思うんですが、ただ、そこには一つのルールがなければいけないと思うわけでありまして、現在、法律によりまして、これは火力発電所の場合あるいは原発の場合は、地方自治体に正規の法定化されたそういうものもあるわけでありまして、それ以外の、ルール化されないものは、私としては余り好ましくないんじゃないか、本当に必要であるものならば福井県だけじゃなしにはほかのところにも当然すべきでもありまして、できるだけ一つのルールに乗ったそういう協力をしたいかないと、反対の強いところにはたくさん金を出すけれども、協力的なところには金を出さない、こういうようなことは、やはり原子力発電所の行政を曲げていく危険があるんじゃないか、私はそのように考えるわけですが、それについての見解を承っております。

○国務大臣(河本敏夫君) 電力会社の方に限らず、いろんな企業が立地をいたします場合に、やはり何と申ししましても地元の方々の意思の疎通が一番大事な点でございます。そういう意味におきまして、ある程度の地元に対する協力をしたいということとは、これはもう当然のことだと私は思っています。しかし余りめちやくちやなことをやりまして、かえって誤解も受けますし、やはりおのずから常識上の一定の限度というものがあろうかと思えます。そこは関係者が良識を持って進められることを期待いたしまして、余り行き過ぎたというような場合には、これは注意をいたしまして、そういうことのないように指導をいたしてまいり所存でございます。

○塩出啓典君 最後に、環境アセスメントが、今度の国会も延長になりましたけれども、提案が見送られたようでありますが、やはり先ほどお話がありましたように、原子力発電所の建設、あるいは火力発電所にしても同じであります、立地問題が一番大きなネックになっておるわけでありまして、そういう点から、われわれとしては、当然行政とはある一定の間隔を持ったところが環境アセスメントをやっていく、こういうような意味から環境アセスメントの確立というものを強く望んでおるわけでありまして、今回いろいろなことではありますけれども、これはぜひ必要である、時期尚早で今回は流れたにしても、こういう環境アセスメント等はぜひ必要であるという考えであるのかどうか、それを承って質問を終わります。

○国務大臣(河本敏夫君) 先ほどちょっと申し述べましたが、住民の方々の理解を得るためには、やはり安全性の問題と環境の問題だと思えます。そういう意味で、通産省は、電力問題に限らずいろんな産業政策を進めてまいります上におきまして、環境対策というものを当然重視しなさいやならぬ、こういう基本方針で進めてきております。今回、環境アセスメント法は、政府部内の完全な理解が得られるのに若干時間がかかりまして間に合わなかったわけでございますが、私どもは一刻も早く政府部内の完全な理解が、合意が得られることを期待をいたしております。

○佐藤昭夫君 いまもお話が出ていますけれども、今度の法改正に基づく基本設計安全審査が通産省に移行をするということで、これを厳重にやらなくちゃならぬ。そのための通産省の体制上の強化を図ったというふうな言われておりますけれども、私はそう見ないんです。で、この細かい内容はもう前回の委員会、またきょうもういんな角度から触れておりますし、大臣に対する質問項目を通告をしておりますから、もう報告をお聞きになっておることと思えます。ですから逐一例を挙げませんけれども、まあ一例、顧問会のお話が出てま

すから、その点だけに触れるとすれば、原子力委員会のもとでの法定の安全審査会三十名、非法定のそれに協力をする調査委員三十名、合計六十名、こういう体制が、今度通産省に基本設計審査が新たに加わるといふことで何人顧問会がふえるかと言え、非法定十八人しかふえない。それからそれらの方々の手当てという点で見れば、原子力委員会のこの場合のそれに比べて倍からの違いがある。調査活動なんかの活動費という点で見ると十倍からの違いがある。こういう状況で増強を図りましたというふうなことは私は絶対言えないと思うんです。大臣、私は率直に、増強を図りたいという気持ちにはあつたけれども予算上の制約からできませんでしたというふうにお認めになるべきだと思ふんですけれども、どうですか。

○国務大臣(河本敏夫) この点は相当私は増強されておると思ふ。機構も拡充しておりますし人もふえております。ですから増強したと、こう言つても言い過ぎではないと考えております。○佐藤昭夫君 えらい突っ張られますけれども、私、いま数字を挙げて言いました。さうだ。だからそれに対して、どこが増強になっておるんですか。法定、非法定、人数は減つてゐる。手当ては減つてゐる。活動費は十倍違う。どこが増強になっておるんですか。

○政府委員(武田康君) 私ども、従来科技厅、原子力委員会でおやりになつてゐる第一次審査を引き継ぐわけでございます。確かにいま先生のような勘定の仕方をされますと、人数が六十人から十八人ということでございますが、やや技術的になりますけれどもちよつと御説明をさせていただきますと、現在の安全審査会は私どもが引き継ぐ以外のこともやっておられます。私どもの方の顧問会、これは従来からの方にも同時に基本設計について参画していただくつもりでございます。そういうふうな意味では、六十人のうちの全員の方が御参加なさつたとは思ふすけれども、ある割り掛けをしたものと、それから私どもの純増分に

既存の方々のうちのある割り掛けをしたものといふふうな割合になるわけでございます。そういうふうな点で、手当てが半分という、これは全く事実でございます。私どもとしても非常に残念な面ではございますけれども、私どもとしては十分お引き継ぎできるだけの自信ある体制を整えてゐるつもりでございます。

○佐藤昭夫君 前回と同じ説明をされてはいますけれども、現に新しく仕事はふえるんでしよう。基本設計安全審査という新しい仕事がある、通産省としては、それに伴つてどれだけの人数がふえるかと、こう見ていけば、だから仕事は込みでやられるにしましても、新しい仕事は込みでやられるにしましても、新しい人員増が行われるか、ここで見てもいいから明らかにさういふ後退が起つてゐるというの事実じゃありませんか。これはそれは突っ張られるでし、さういふ言ひは理事会で……。三百代言です、さういふ言ひ方をいつまでも繰り返されるといふのは、だから、なるほどこの現状は残念ながらさういふことになつてゐるけれども、これから体制上の拡充を努めたいと思つてゐるというふうな素直にならなければならないと思ふんですが、大臣どうですか。

○国務大臣(河本敏夫) 一応決まつたことでございまして、この体制でスタートをいたしました。さういふ点から、この段階で補強するようになつてゐると思ふ。その段階で補強するようになつてゐると思ふ。○佐藤昭夫君 今後増強を図つていくんだということであるが、さうしたらどうなんでしょう。ね、今後の原子力発電所の増設見通しですね、これに沿つて今後通産省のサイドにおける安全審査体制の拡充のための中期計画的な構想のようなのはあるんですか。

○政府委員(武田康君) 今後、原子力発電所の増設、先ほどの三千三百万キロワット達成を前提にいたしますと、かなり審査あるいは検査の対象になるものがふえてまいるわけでございます。したがひまして、毎年毎年少なくとも要員の充実を図つていく必要があるかと思ひます。ただ、具体的に何人というプランをききょう現在中期的に持つてゐるわけではございません。

○佐藤昭夫君 大臣にひとつ要望をいたしたいんですが、ことしの昭和五十三年度体制、これは不十分だと、今後増強を図つていきたいと、さう言われているけれども、その増強の具体的なプランはお尋ねすると、それははっきりお答えがでない。もちろん、予算措置を伴うことでありますから、ですから、あくまで腹案の構想というところから、さういふ意味で、さういふものをひとつ次の委員会までに通産省として御提示を願ひたいと思ふんですが、どうですか。

○政府委員(武田康君) 私どもの実績をいたしましては、過去五年間に、大体要員数で勘定いたしました五割増しというふうな実績を持っております。で、今度の一貫化に伴ひまして、それも勘定に入れますと、五年間に約倍増でございます。今後につきまして、はつきり何割増しとか何倍とかいふような数字を勘定するのは実は技術的に非常にむずかしい事情がございます。しかし、いままで過去数年の実績というところ、それ以上の努力を今後私どもとしてはしていきたいと、さういふようなことで御理解いただければと思ひます。

○佐藤昭夫君 ですから、さういふもので結構です。それから、幾つかの仮定を置いた上で、さういふ構想で現在腹案としては持つてゐるんだというやつを、ごくメソ的なものでいいですから、ひとつ文書で出していただきたいと思ひます。それから大臣質問の前段でお尋ねをしておたことでございますが、さつき塩田委員も触れられて、大臣の御答弁で私はまだちよつと納得しかねる点があるんですが、科技厅の方としては、安全審査会等の学識経験者を、これをどういふふうにして入選をしていくかという点については、でき

るだけ広範な学識の知恵もくみ取ると、さういふ意味で学術会議の意見なんかもこれをくみ入れて入選をやつていくという先ほど答弁をいただいておりますので、やはりいまの日本の学者の代表的機関である学術会議の意見も聞くという、この点について大臣どうですか。——大臣答えてくださいますか。大臣。

○委員長(藤原房雄君) 武田審議官、簡単に。○政府委員(武田康君) 高度な専門的知識を有し、中立的な判断を下せるような方々を専門家としてお願いしたいと思つております。

○佐藤昭夫君 学術会議の意見をくみ入れて、さういふ点でどうですかと聞いてゐるんですから、その点に答えてください。それはやりませんというんだつたらやしませんと言ひなさい。

○政府委員(武田康君) 顧問の入選につきましては、いろいろな方々からいろいろな御意見を従来からいただいたいております。さういふいろいろな御意見というのはいささかいたしまして、これは行政官庁でございまして通産省の判断として、判断を下す場合の御参考には従来からもさしていただいております。さういふことで、特定の名前の機関がどういふことではございませぬが、各方面の方々の御意見というのには十分しんしゃくさせていただきます。今後ともさういふことは御意見のある方から御意見を伺つていただければ、これはどう判断するかというのには通産省の責任でございます。さういふことではございませぬ。

○佐藤昭夫君 またあなた特定の団体という、さういふ言ひ方をされましたが、それはさつき熊谷長官がさういふ言ひ方をされて、それは不穏当です。何か特定の学者グループですか、さうじゃないでしょう。日本の学者を代表する日本のいわば唯一の機関じゃないですか。だから、さういふ言ひ方を撤回していただきたいたんだ。

ことだけやっているとあれですから、通産大臣、通産省としてそういう日本の学者を広範に網羅をし、それを代表しておる最高の機関とも言うべき日本学術会議ですね、そういうところの意見も十分くみ入れて本場に強力な技術顧問団を編成をするというこの問題について、一遍持ち帰っていただいて、よく御検討願って、次回の委員会で御回答が願えるようにひとつ検討しておいていただきたいと思ひます。

それから顧問団の名簿公開の問題ですね。先ほどの大臣の御答弁では、運営についてよく検討しますという抽象的表現でされておるんですけれども、これについては、これも片や科技厅の方は、法定の安全審査会はもちろんのこと、非法定の調査委員についてもこれは総理大臣が任命をしておる、そういうメンバーでありますから、そんなものは隠す必要がない、当然公表しますと、こう言っているのに、なぜ通産省がそこを、いや公表できないんですということと突つ張っているのか。そこがもう私は理解できないんですけれども、ちょっとその点、大臣の判断。——大臣、ほかの人の答弁はいいですよ。

○国務大臣(河本敏夫君) この点につきましては、よく検討させていただきます。

○佐藤昭夫君 次回までに答えを出しておいてください。

もう時間がありませんので、もう一問だけお尋ねをいたしますが、今日までの原子力発電所の相次ぐ一連の事故が頻発をしているわけでありまして、けれども、そこから通産省として何を反省をされておるのか。もちろん、企業側の責任というものは、これは明確にある問題だと思ひますけれども、たとえば、例のあの関電の美浜原発の燃料棒折損、この問題が四年間に近く隔されたままという点で、その後の定期検査で発見されたという点で、これは一つの事例ですけれども、こういう点で、こういう問題を監督官庁である通産省が早期発見ができなかった体制上の欠陥は一体どこにあるのか。そして、この問題と今回の法改正提案

とはどういう関連を持っているのかという点についてお尋ねします。

○国務大臣(河本敏夫君) この点につきましては、当事者である関西電力に対しまして厳重な注意をいたしました。これからはこういう事態は起こらぬと考へておりますが、十分監督には気を付けてまいりたいと思ひます。

○佐藤昭夫君 その問題と今回の法改正とはどういう関係があるんですか。

○国務大臣(河本敏夫君) 今回の法改正を機会に通産省の責任というものは非常に重くなったと考えております。それだけこういう事態が起こらないように十分注意をしなければならぬと思ひます。

○中村利次君 原子力基本法の一部改正によつて、今度は通産省が基本設計の安全審査をやることになるわけでありまして、これは行政態が意見をまとめて、政府がその意見を尊重して法改正案を出したということだと思ひます。原子力の安全性については、全くこれはもうけんけんがくがくの議論が続いておるわけでありまして、私には、そういう意味から言つても、さきの科技厅の中に原子力安全局をおつくりになって、さらに行政態の意見を尊重をして原子力委員会と原子力安全委員会に分離をした。私はこれがベストだと思ひますけれども、明らかにこれは前進であることは間違いないと思ひます。そういう意味では評価をいたします。注文はいろいろありますけれども、何せ時間が非常に短いわけでありまして、原子力、これはまあ船舶用炉であろうと発電炉であろうと、原子力の平和利用をなぜ進めなげやならぬかということが、やっぱりこれはイロハのイだと思ひます。何も反対が正しいか正しくないかは別。原子力の平和利用の必要がないんだらね、やらなげやいんです、これは。

そこで、私はやっぱりエネルギーバランスが、エネルギー問題がどうなるのか、これはまあほとんどの国際機関が、あるいはOECD等も、一九八〇年代の後半あたりは世界がエネルギー危機に

襲われるということを言っておりますけれども、たまたま私は、去年の十二月に、日本の国会を構成する六政党の「エネルギー・原子力を考える」というパネル討論会をやつたときに、エネルギーの見通しについては、ほぼこれは六つの政党は大差なく合意ができるものだという認識を持ちました。ところが、このエネルギー危機が来るという前提になればそのエネルギー対策どうするのかという点になると、これがまたてんでんばらばらという点では、これは政府もやりにくからうけれども、立法府としての責任も私にはとれないような気がするんで、いままでもけんけんがくがくの議論をやつてきたんですが、そういう意味から、わが国の政府のエネルギーの問題の見通しとその対策ということになりますとエネ調のやつぱり暫定見通しということになりますと思ひますが、あれは、私は対策促進ケースというのはいままでも言つてきましたが、大変にこれはむずかしい。むずかしいけれども、何としても達成しなければならぬんですが、どうですか、やっぱりあの対策促進ケースを中心にして物を考へて、石炭、それから新エネルギー、地熱、LNG等をこう見てみますとね、それから省エネルギー、非常にむずかしいと思ひますがね。これはむずかしいと言つていたんじや政府の役割りは果たせないから、何とか達成できるといふ御答弁に決まつていらっしゃるんですが、これは大臣くたびれていらっしゃるんですよ、次長でも審議官でもいいですけれども、どうですか。

○国務大臣(河本敏夫君) 昨年の八月に総合エネルギー調査会から中間答申をいただきました。それが現在の政府のエネルギー政策の一応基礎となつております。その基本的な考え方は、当分の間エネルギーの中心は石油しかない、しかしながら、これを補強する意味におきまして、原子力とLNGと石炭と、この三つに重点を置いて当分の間は進めていくわけですが、中期的に考えますと、高速増殖炉の開発であるとか、あるいは石炭の液化ガス化、水素エネルギーあるいは太

陽熱エネルギーの開発、これを中期的には進めてまいりました。さらに長期的には核融合、こういう構想のもとにいま総合エネルギー政策が進められておるわけですが、やはりこの中で大事な点は、相当な大量のエネルギーを使ひますので、省エネルギー政策がきわめて大事でございます。

そこで、今回ようやく、長らく政府内部の調整をいたしておりましたが、最近案がまとまりまして、先般国会に法律案を提案をいたしました。これから御審議をいただくことになっておりますが、これがまあいわゆる促進ケースというものの背景をなす法律でございます。その中で、先ほど申し上げました石油を補強する意味でのエネルギーとして、原子力、LNG、それから石炭、この三つを挙げたわけですが、ただいまのところはおおむね順調に進んでおると思ひます。しかし、一番むずかしいのは原子力政策だと考へておりました、このためにはどうしても、原子力の安全性、また環境の保全ということにつきまして住民の皆さん方の御理解をいただきます。そして進めてまいりませんと計画が達成できませんので、先ほど来繰り返してこの点を通産省の考へ方として申し上げておるところでございます。

○中村利次君 私も、エネルギー政策は、軽水炉から高速増殖炉、二十一世紀に入つてもすぐというわけにはいかない、かなり先の核融合というぐあいにつないでいく以外にはない。それがすべてではもちろんないんで、それは、石油をどうやればりできるだけ長く確保をするか、あるいは石炭——日本の石炭なんかどんなに政府がてこ入れをしたって出炭量は減る一方ですから大した期待はできませんから、輸入炭、それも液化ガス化技術の開発と商業採算ベースに合うかどうかというものもすべて総合的に考へた石炭の利用をどうするか、それから、おっしゃる太陽熱、これもしかしまあ対策促進ケースを拝見しても、太陽熱の利用ができます、できますが、これは新エネルギー源としてはわずかなものです。潮力、風力ある

いは地熱。地熱の百万キロも、これは昭和六十年に於ては答えが出るけれども、非常にむずかしい。原子力の三千三百万キロも非常にむずかしい。しかし、これはすべてやらなきゃならぬ。省エネルギーの八千万キロリッター石油換算分もむずかしい。しかしやらなきゃならぬと、こういうものを抱えているわけですからね。それは反対だ、これはいやだと言つて用が足りるものじゃないんで、反対でいやでやらせなんだつたら、それからエネルギー源はどうするんだ、エネルギーバランスはどうするんだと言へば、まことにおかしい話で、石炭で、石炭火力でエネルギー対策にするというふうな、そういう意見ではまさにこれよりも支離滅裂でありますから、だからそういう意味では、LNGにしたつて輸入に頼らなければならぬけれども、昭和六十年三千万トンというのはきわめてこれはむずかしいと思う。

○委員長(藤原房雄君) 五十五分までです。

○中村利次君 はい。

ですから、こういうものはしかし何としても、たとえば潮力、風力、核融合、石炭のガス化、液化その他の代替エネルギーというのは、これは昭和六十年という中期には期待できないでしょう。ですから、やっぱり原子力の開発を安全性を前提として進めるといふのは、まさにこれは国益に沿うものであり、そういう意味で国民の合意を取りつけれないようなら私はどうしようもないと思うんだが、しかし、残念ながら必ず原子力の立地点には反対の旗振りがあるんですよ。ですから、私は大臣に質問したいのは、公聴会につきまして、民主主義体制のもとでは原子力の立地点で公聴会を開くのは当然だと思ふ。しかし、原子力委員会がこれをやつてみて、これは衆参両院の科技特で公聴会をやれやれと言つて、時の前田科技庁長官がやることに決めた。今度は要綱が気に入らないと言つて、福島原子力のとき、これが一番目にやろうとしたところが、動員

をして、動員をしてこいつを粉砕しようという、まさにこれは闘争騒ぎになった。しかし、これやりました。新潟では、いろいろな見方があるかもしれないけれども、知事から、これやればどうも公聴会をそのまゝやるのは適当ではないという、そういう意見があつて、原子力委員会としてやめざるを得なくなつた。これは私は、反対、賛成があるのは正々堂々とやればよいと思うんだが、場所によつて場所によつてと言つて、これ全国的にそういう傾向があると思うんですが、先月、これ原子力じゃありません、火力地点で傷害されたがあつたんですよ。重軽傷十名。この発想は、私は成田の左翼、極左グループとその発想は共通してんじゃないかと思ひますよ。重軽傷十名を出したから加害者は逮捕された。そうしたら、電力の攻撃に對してわれわれは正当防衛をやつたんだと、それを逮捕するのは警察権力の弾圧であるという意味のことを言っているというんだな、これは。だから、そういう体制の中で公聴会をまともに開けるという認識は私は甘いのもんじゃないやない、むしろエネルギー対策を誤るものだと私は考えるを得ないと思ひます。原子力行政を取り上げて、非常に国論というものは不統一です。そういうものにどう対処をしていかれるのか。御苦労なことで大変ですけれども、まあ事業者は罪人で通産省は事業者寄りであるという、そういう意見なんかは何も通産省が、何と言ふのか、おびえる必要はありませんよ。通産省は国民のために産業政策も含めてりつぱにやつてくださいという意見を持つている者もたくさんいるわけですから、ですから公聴会というものに私は質問をしほりましたが、こういうむずかしい体制の中で、大臣ひとつ、たとえば公聴会なんかはどういうふうにお考えになるか。私は、現状で何か紛争公聴会みたいなものをやるのには反対なんです。これだけをお伺ひして、私の質問を終わります。

○國務大臣(河本敏夫君) 御指摘の点が二つあつたと思ひますが、一つは、原子力エネルギー政策をしつかり進めていけよということでございますが、これは総合エネルギー政策にも明記しておりますように、わが国はエネルギーの分野で非常に不利な状態にございますので、一つだけの分野で問題を解決しようと思つてもなかなか大変でございますので、そこで、先ほど御説明をいたしましたように、石油を中心といたしまして、原子力とLNGと石炭と、この三つを中心として石油を補強していこうと、こういう考え方をございまして、もちろん、その中において原子力エネルギー政策の占める比重というものは非常に大きいということとは御指摘のとおりでございます。

それから第二点は、地元の方々の話し合いの進め方でございますが、やはり何と申しまして、地元の方の理解を得るということが問題を解決するたゞ一つの方法でございますので、この点につきましてはあらゆる方法を慎重に考えていかなければならぬと思ひますが、その具体的な方法は地域地域の実情に依つた最もいい方法を考えながら對話を進めてまいりたいと思ひております。

問會議等の意見も取り入れながら万全の体制をとつていただきたいと思います。その点について通産大臣の心構えをお聞きしたいと思います。○國務大臣(河本敏夫君) まず第一番に、今回の法改正は大改正であると考えております。したがいまして、この改正を機会に通産省の責任というものは非常に重くなつたと思ひております。この重い責任をどう果たしていくかということがこれらの課題でございますので、十分いろんな点も考えまして責任を果たしてまいりたいと思ひております。

○樺沢弘治君 通産省は、今度は、基本設計については原子炉等規制法の所管の大臣として認可をしていく、審査をしていく、詳細設計以降については原子炉等規制法の適用除外で電気事業法の主務大臣として規制をしていく、こういう二つの法体系、違つた法体系の中で規制のまあ主務官庁になつていくわけでございます。この点については前回私が指摘をしたんですが、その違つた法体系の中で、安全についての規制の態様もしくはレベルというものが違つてくるようでは、国民の信頼感といふものが、そういうものを確立することはできないだろう。その意味で、電気事業法の主務大臣としての規制も、当然原子力の安全の立場から、原子炉等規制法、原子力基本法等の精神にのつとつて実施すべきだと思ひますけれども、その点についての通産大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○樺沢弘治君 今度の原子力基本法の改正が原子力の安全行政の一貫化のために、そして充実のために一歩前進であるということは指摘されているとおりで思ひます。その点については評価をいたしますが、同時に、通産省の果たす役割、責任が重くなつてくるわけでございますので、その点について十分な認識の上で行政をしていく必要があろうと思ひます。その意味で、実用の原子炉、原子力発電所については、基本設計の審査だけでなく、工事計画の認可、使用前検査、定期検査、いわゆる詳細設計後の安全規制も含めて十分な規制、審査をすることによって原子力の安全が確保されるものと考えます。その意味では、今回の基本法で原子力安全委員会の審査を受けるものは基本設計だけということになっておりますが、それ以降の部分についても十分に原子力安全委員会の意見を聞き、また、いまお話のあつた願

○國務大臣(河本敏夫君) 原子力政策を進めてまいります上で何がまあ一番大事かといふと、それはやはり安全性の確保という点だと考えております。したがいまして、いついかなる場合でもこの点が原子力政策の基本であると、こういう点

を十分心にとめて政策を進めてまいりたいと思ひます。

○柿沢弘治君 まあ私も役人をやっておりますから、どうしてもいろいろトラブルが起つたときに、臭いものにはふたといひますが、なるべくなら問題にならないで処理をできればと、こう考へるのは人情だと思ひます。しかし、原子力に關してはできるだけ公明正大に、公開の原則にのつとめて、ミスがあればミスがあつたということを公にしていくことが、長い目で見ての信頼性の向上のために必要だと思ひます。その意味で、電気事業法というものがどうしても電気事業を円滑に運営するという方向に運営の主体が置かれる。まあ安全の確保というものが二義的になりはしないかという心配をいたします。その意味で、これは、いままでの行政の姿勢としては、どうしても一般の公衆よりも、まあ生産者の立場といひますか、そうした立場の聲が反映しがちでございましたので、そうした点については、ぜひ電気事業の長期的な発展のためにも、当面の短期的な電気事業者の利益の保護よりも、むしろ安全の確保ということが大切だという観点から運営をしていただきたい。その意味では、事業者寄り、生産者寄りという従来の行政の姿勢というものをやはり改めていくといひますか、そういう誤解を解くための努力をしていくということが何より大事だと思ひます。その意味で、いろいろなトラブルが起つた場合、思い切つて公開をしていく、できるだけ安全委員会にも報告をし、国民の前にも公表をしていくということをお約束いただけるかどうか。それから、事業者寄りの運営でない本當の意味の一般国民の立場に立つた運営をしていただけるかどうか、その点をお伺ひをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(河本敏夫君) これはまさに非常に大事な点でございます。その心構へで進めてまいりませんと、やはり国民の皆さん方から理解を得ることは、これはもう不可能だと思ひます。御指摘の点は十分心をいたしまして、いやくも事業者寄り、こういう誤解を受けないように進めてまいりたいと思ひます。

○柿沢弘治君 ぜひそう願ひをいたしたいと思ひます。そのためには、まあ私も、原子力行政もしくは科学技術に携わる者も、ささいなトラブルで足を引っ張り合うような議論をしないで、それを前向きに是正していくにはどうしたらいいかという姿勢で取り組んでいく必要がある。これは自戒の言葉として、私も念頭に置かなければいけないというふうに思ひかけてございます。その問題に關連して、先ほども指摘されましたけれども、関西電力の美浜発電所の事故、これがいろいろな意味で通産省の原子力行政のあり方についての国民の疑惑を招くものになつておると思ひますが、この間も御説明がありましたけれども、現在調査中ということのようですが、その後、その辺についてお伺ひをいたしたいと思ひます。

○政府委員(武田康君) 美浜につきましては、折損燃料棒片のうちの未確認のもの、これの調査あるいは回収作業というようなもの結果につきましては評価、それから安全性の確認といったような、いわば最終的な評価というものが、現在顧問の先生方の御意見も徴しながら進行中でございす。この結果を待ちまして、それから先、運転開始に至る手続、これは洗つたりするような作業も入りますので、調査が終わればすぐ運転再開ということでは必ずしもございせんが、そういったものの時期につきましては、ただいま申し上げましたその調査及び評価結果がまとまるのを待ちまして判断したいと思つておるところでございます。

○柿沢弘治君 あと何カ月ぐらいかかるわけですか。

○政府委員(武田康君) ただいまその評価の結果が出ますのは、いま最終段階に來ているような感じでございます。ただ、本件につきましては、従前からそうございすけれども、私も通産省としての判断が最終とは考へておりませんで、

私もかなりの判断をいたしましたところで、やはり原子力委員会、あるいはその下の安全審査会になるかと思ひますが、その御意見を十分承つてと、いわば先ほど来御議論の出でおります詳細設計以降段階についてのダブルチェック、すでに実質上いまからやつていただいているようなものでございまして、そういうことで、きょう現在で言へば、原子力委員会の御意見を十分承つた上で最終判断をしたいと、こういうことで、その手続もまだこれから先でございます。

○柿沢弘治君 つまり、現在であれば原子力委員会、原子力安全委員会の発足後であれば原子力安全委員会のゴーサインを待つて運転再開をするということをお考へられる、その手続が必要だといふふうにお考へになつていらつしやるわけでございますか。

○政府委員(武田康君) おつしやるのとおりでございます。ただ、原子力安全委員会発足と、私もその原子力委員会または安全委員会に何うタイングというのは、どちらが先になるかというのは断定的には申し上げかねますけれども、いま私どもとしては最終段階に近いところまで来ております。

○柿沢弘治君 まあ原子力の安全問題では、基本設計についての安全審査もさることながら、もうたびたび繰り返しておりますように、その後の使用前の検査もしくは使用後の定期検査、運転上のトラブルというものが大きな問題になつてまいりますし、そこでの事故原因の究明がまた基本設計にフィードバックされて安全性を高めるといふこととなるわけでございますので、その点の連携をぜひ上手にいたしますか、有効にやつていただきたいと思ひます。最後に科学技術庁長官にその点についてお伺ひをして、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(熊谷三郎君) 十分御趣旨に沿つて処置したいと考へます。

○委員長(藤原房雄君) 他に御発言がなければ、本案についての質疑はこの程度にとどめ、本日は

これにて散会いたします。
午後五時九分散会

第七号中正誤

六	段	行	誤	正
三	一	三	それぞそ	それぞれ
五	二	〇	と申すます	と申します
〃	三	三	さつきのお話	さつきお話
六	二	四	弊語	語弊
八	三	五	伸び率	伸び率
〇	三	六	率であるます	率であります
二	四	末	スケジュール	スケジュール
六	二	七	通産省に御相談	通産省御相談
七	二	元	移されければ	移さなければ